

「ストック・オプションに係る所得税法上の取り扱いの検討」

—所得の年度帰属の問題を中心として—

新潟大学大学院現代社会文化研究科

博士前期課程 現代マネジメント専攻

氏 名 松沼弘泰

—論文の要約—

ストック・オプションとは、会社がその取締役または使用人に対し、あらかじめ合意により定められた価額で自社の株式を購入することができる権利を付与することである。

我が国のストック・オプションは、平成9年の商法改正により初めて一般的に導入されたものであり、平成13年の商法改正では、さらに柔軟な制度設計を行うことが可能となった。

しかしながら、我が国のストック・オプションに対する課税制度は、商法の後追いの形で整えられてきたものであったことから、平成14年に所得税基本通達23～35共—6が改正されるまで、外国親会社から付与されたストック・オプションの行使益についての取り扱いは、必ずしも明らかにされてはいなかった。そのため、外国親会社から付与されたストック・オプションの行使益についての所得分類が争われるケースが数多く提起されてきた。

平成17年1月25日の最高裁判所判決は、外国親会社から付与されたストック・オプションの行使益に係る所得分類について給与所得と判示したことから、この争いについては一応の決着がついたものといえる。

しかしながら、ストック・オプションの課税については、残された課題がある。平成17年1月25日の最高裁判所判決及びその第二審では、ストック・オプションに「譲渡制限」が付されているという条件を考慮して、権利行使段階における権利行使益に給与所得として課税することを妥当としたものである。したがって、「譲渡制限」が付されていないストック・オプションについての所得の年度帰属の問題については明らかとされていない。ここで、「譲渡制限」が付されていないストック・オプションについて、権利行使段階において課税するとした場合には、給与所得課税が回避され、納税者の租税負担に差異が生じる可能性があり、問題がある。

本論文では、このような問題意識に立ち、「権利確定主義が取引の状況に適合しない場合」である、「譲渡制限」が付されていないストック・オプションの所得の年度帰属について、管理支配基準により捉えることを主たる目的とする。

そこで、まず第一章では、我が国のストック・オプション制度を、その定義、商法、税法とに分けて概観していくこととする。

第二章では、平成17年1月25日の最高裁判所判決等を取り上げ、その判決及び学者、実務家等の議論を整理していくこととする。

第三章では、第二章で取り上げた、平成17年1月25日の最高裁判所判決等が、権利確定主義を前提としつつ、その結論に差異が生じたことに着目し、権利確定主義をめぐる判例の動向と学説を概観していく。その上で、権利確定主義で所得の年度帰属を捉えることが妥当でない場合に、管理支配基準が適用されるケースをみていく。

第四章では、管理支配基準により、「譲渡制限」が付されていないストック・オプション

についての所得の年度帰属を捉えていく。

ストック・オプションについては、新株予約権証券として譲渡可能となったことから、実務上、将来的には付与時に課税されることとなる可能性があるとの見解が示されている。また、「譲渡制限」が付されていないストック・オプションについてまで、権利行使段階における権利行使益に課税するとした場合には、納税者の租税負担に重大な差異が生じることは明らかである。本論文の意義は、法令上の規定を欠いた状態において、所得税の法解釈として管理支配基準を採用し、どのように説明付けるべきなのかについての若干の提案を行うことにある。

「譲渡制限」の付されていないストック・オプションについて、管理支配基準を採用し、所得の年度帰属を捉える場合には、ストック・オプションから受ける利得が納税者の管理支配に属し、所得の実現があったとみることができる状態となった時点で、その時点の属する年分の収入金額として所得を計算することとなる。

「譲渡制限」が付されていないストック・オプションの場合には、権利付与時点でストック・オプションから受ける利得が納税者の管理支配に属したものと考えられる。したがって、管理支配基準からは、権利付与段階が所得の計上時期となるであろう。

「譲渡制限」が付されていないストック・オプションのうち、「継続勤務」が条件と付されているような場合には、ストック・オプションの付与段階では、納税者の管理支配に属する利得がなく、この時点で課税することは妥当であるとはいえない。したがって、そのような場合には、「継続勤務」の条件が満たされた、権利行使条件の成就段階が所得の計上時期となるであろう。

しかしながら、管理支配基準の考え方を前提に、「譲渡制限」の付されていないストック・オプションについての所得の年度帰属の問題を捉えた場合には、上記のような権利付与段階又は権利行使条件の成就段階において、新株予約権証券の市場が存在し、納税者の判断により自由に売却することが可能な場合に限定される。

このように、「譲渡制限」が付されていないストック・オプションに対して、管理支配基準を適用した場合には、権利行使段階よりも早期に課税されることとなり、新株予約権証券の譲渡による給与所得課税の回避を防ぐことが可能となる。

だが、管理支配基準の適用にあたっては、それが「租税法律関係を不安定するおそれがある¹⁾」ことから、立法的な解決²⁾を視野に、今後さらに検討されるべき課題であろう。

立法的な解決にあたっては、商法上のストック・オプションが、規制緩和という大きな流れの中で、自由度の高いストック・オプションの制度設計が行えるように改正されてきた点を考慮すべきであり、なんらかの法的な基準（本論文では権利確定主義及び管理支配基準による検討を試みた）を前提に議論されるべきであろう。

¹ 金子宏「所得の年度帰属—権利確定主義は破綻したか」『所得概念の研究』303頁を参照。

² 高橋祐介「ストックオプションの権利行使利益が一時所得とされた事例」税法学549号185頁（2003年6月）では、「立法的手当が必要」とであると指摘されている。

—目次—

はじめに	1
第一章 ストック・オプション制度の概要	3
第一節 ストック・オプションの定義	3
第二節 ストック・オプション制度の商法上の位置付け	3
一 平成9年商法改正により導入されたストック・オプション制度導入の背景	
二 平成9年商法改正により導入されたストック・オプション制度の概要	
三 平成13年商法改正による新株予約権創設の背景	
四 平成13年商法改正により創設された新株予約権の概要	
第三節 ストック・オプション制度の所得税法上の位置付け	9
一 平成7年新規事業実施円滑化臨時措置法改正によるストック・オプションへの課税	
二 平成9年商法改正により導入されたストック・オプションへの課税	
三 平成13年商法改正により導入された新株予約権への課税	
第二章 近年のストック・オプションの行使益に係る所得税法上の争い	12
第一節 これまでの経緯	12
第二節 所得の年度帰属の問題	14
一 権利付与段階における課税についての議論	
二 権利行使条件の成就段階における課税についての議論	
三 権利行使段階における課税についての議論	
第三節 平成17年1月25日最高裁判所判決の概要	22
一 事件の概要	
二 判示内容	
第四節 平成17年1月25日最高裁判所判決の意義	24
一 所得の年度帰属の問題に対する判断	
二 平成17年1月25日最高裁判所判決以前の議論との比較検討	
第三章 権利確定主義をめぐる学説と判例の動向	26
第一節 権利確定主義めぐる学説の動向	26
一 所得税法36条と権利確定主義	

二	権利確定主義をめぐる議論	
三	権利確定主義と管理支配基準	
四	管理支配基準が適用される場合	
第二節	「譲渡制限」が付されたストック・オプションに係る所得の年度帰属	30
一	管理支配基準の適用可能性	
二	権利確定時よりも前の時点において所得が計上されるケース	
三	昭和53年2月24日最高裁判所判決との比較検討(管理支配基準の採用理由から)	
第四章	ストック・オプションに係る所得の年度帰属について残された課題	37
第一節	残された課題	37
一	租税法学者からの指摘から	
二	所在する問題の明確化	
第二節	「譲渡制限」が付されていないストック・オプションに係る所得の年度帰属	39
一	管理支配基準の適用可能性	
二	昭和53年2月24日最高裁判所判決等との比較検討	
第三節	ストック・オプションに係る所得の年度帰属	41
一	権利付与段階における課税	
二	権利行使条件の成就段階における課税	
三	権利行使段階における課税	
四	管理支配基準の適用とその限界	
おわりに		47
参考文献		49

—はじめに—

ストック・オプションとは、会社がその取締役または使用人に対し、あらかじめ合意により定められた価額で自社の株式を購入することができる権利を付与することである。

我が国のストック・オプションは、平成9年の商法改正により初めて一般的に導入されたものであり、平成13年の商法改正では、さらに柔軟な制度設計を行うことが可能となった。

このような、ストック・オプションの導入に伴い、平成10年には、所得税法施行令84条が改正され、ストック・オプションの権利行使益が収入金額とされた他、租税特別措置法29条の2では、一定の要件のもと、その付与時や権利行使時に所得税を課税せず、権利行使により取得した株式を譲渡した時点で、その譲渡益に対して譲渡所得として課税する旨が規定された。平成14年には、平成13年の商法改正を受けて、租税特別措置法29条の2及び所得税法施行令84条がそれぞれ改正された。

このように、商法の後追いの形で、ストック・オプションに対する課税制度が整えられてきたものであったことから、平成14年に所得税基本通達23～35共—6が改正されるまで、外国親会社から付与されたストック・オプションの行使益についての取り扱いは、必ずしも明らかにされてはいなかった。そのため、外国親会社から付与されたストック・オプションの行使益についての所得分類が争われるケースが数多く提起されてきた。

平成17年1月25日の最高裁判所判決は、外国親会社から付与されたストック・オプションの行使益についての所得分類について給与所得と判示したことから、この争いについては一応の決着がついたものといえる。

しかしながら、ストック・オプションの課税については、残された課題がある。平成13年の商法改正により、新株予約権は証券として交付することが可能となり、実務上も「今後は新株予約権証券が流通し時価が明確になり、新株予約権そのものの価値を目的とした取得を行うようになる¹⁾」と考えられていることから、「譲渡制限」が付されていないストック・オプションについて、所得種類の転換が行われる可能性が指摘されている²⁾。

平成17年1月25日の最高裁判所判決及びその第二審では、ストック・オプションに「譲渡制限」が付されているという条件を考慮して、権利行使段階における権利行使益に給与所得として課税することを妥当としたが、「譲渡制限」が付されていないストック・オプションについての所得の年度帰属の問題について明らかにしていない。所得税法84条は、ストック・オプションの権利行使益に課税する旨規定していることから、条文上は「譲渡制限」の付されていないストック・オプションも権利行使益に対して課税されるこ

1 荒尾泰則『ストック・オプションの実務』328頁内藤良祐・藤原祥二編著（2004年・商事法務）を参照。

2 例えば、品川芳宣「ストックオプション事件」最高裁判決の論評」税研20巻6号46頁（2005年）、高橋祐介「ストックオプションの権利行使利益が一時所得とされた事例」税法学549号184頁（2003年）。

ととなるが、権利行使を行わずに他に移転した場合に譲渡所得として課税された場合には、「ストック・オプションの権利行使益を給与所得とする課税体系が崩壊する³⁾」こととなる。したがって、「譲渡制限」の有無により、納税者の租税負担額に著しい格差が生じる可能性があり、問題がある。

本論文ではこのような問題意識に立ち、ストック・オプションの所得の年度帰属の問題を中心に検討していく。

3 品川芳宣「「ストックオプション事件」最高裁判決の論評」税研20巻6号46頁(2005年)を参照。

第一章 スtock・オプション制度の概要

第一節 スtock・オプションの定義

Stock・オプション制度とは、「会社がその取締役または使用人に対し、あらかじめ合意により定められた価額で自社の株式を購入することができる権利を付与するもの⁴。」をいう。

本論文では、便宜上、単にStock・オプションという場合には、会社がその取締役または使用人に対し、あらかじめ合意により定められた価額で自社の株式を購入することができる権利を付与するものを意味し、特にStock・オプション制度という場合にはStock・オプションに係わる法制度を意味する。

Stock・オプション制度の種類としては、平成9年の商法改正により導入された自己株式方式や新株引受権方式等があったが、平成13年の商法改正により新株予約権方式に統一された。

Stock・オプション制度に関連する法令は多岐に渡るが、第二節では商法におけるStock・オプション制度の導入の背景とStock・オプション制度の商法上の位置付けを平成9年と平成13年に分けてまとめていく。第三節では新株予約権の所得税法上の規定をまとめていく。

第二節 Stock・オプション制度の商法上の位置付け

一 平成9年商法改正により導入されたStock・オプション制度導入の背景

Stock・オプション制度導入の背景には、日本経済の低迷が原因⁵として挙げられる。

すなわち、1990年代に入ると、バブルの崩壊と東西冷戦の終結により、我が国の企業を取りまく環境が著しく変化し、多くの企業が業績不振に陥った。このような状況の中で、日本企業の経営者は、終身雇用と年功序列を基礎とする賃金体系と間接金融を基礎とする日本型経営から、実力に応じた賃金体系と直接金融を基礎とする米国型経営への移行をしようとしたのである。

平成9年の商法改正によりStock・オプション制度が一般的に実施されるようになる以前においては、ベンチャー企業を対象とした特定新規事業実施円滑化臨時措置法に基づく新株有利発行方式のStock・オプション制度や、ワラント付社債等を使った擬似スト

4 法務省民事局参事官室「Stock・オプション制度に関する商法改正等について」旬刊商事法務1459号11頁（1997年）を参照。

5 内藤良祐『Stock・オプションの実務』5頁内藤良祐・藤原祥二編著（2004年・商事法務）を参照。

ック・オプション制度が広範に実施されていたが、一般的にその導入を認めるべきであるとの実務界からの強い要請があった⁶。このような現状を受けて、政府は平成9年3月28日に規制緩和推進計画において、ストック・オプション制度を平成10年度中に早期導入する旨を閣議決定した⁷。

政府では当初平成10年度からのストック・オプション制度の導入を予定していたにもかかわらず、経済界からの要請による議員立法により、法制審議会を経ずに短期間のうちに立法化された点⁸については、多くの商法学者から「情報を国民に十分に公開し、われわれ法学研究者、あるいは法学実務家等の意見も十分踏まえ、種々の法的問題を検討」する必要があったとの批判があった。

二 平成9年商法改正により導入されたストック・オプション制度の概要

平成9年5月16日に成立した、ストック・オプション制度導入のための法律には、「商法の一部を改正する法律」及び「株式の償却の手続きに関する商法の特例に関する法律」とがある。ここでは、それぞれの概要¹⁰と、それに対して学者が指摘している問題点をまとめていく。

「商法の一部を改正する法律」は、株式会社についてストック・オプション制度を導入するため¹¹のものであり、その内容は、①自己株式の買受権を付与された取締役又は使用人に譲渡するための、自己株式の取得の許容（自己株式譲渡方式）と、②取締役又は使用人

6 保岡興治「ストック・オプション制度等に係る商法改正の経緯と意義」商事法務1458号2頁（1997年）を参照。

7 保岡興治「ストック・オプション制度等に係る商法改正の経緯と意義」商事法務1458号2頁（1997年）を参照。法律作成の過程としては、①自民党内において、平成16年3月27日・28日の自民党商法小委員会（小委員長・太田誠一衆議院議員）での法律案骨子（試案）の審議を経て、さらにこの骨子が同小委員会の親部会である自民党法務部会において審議された（同年4月1日）。②与党政策調整会議（自民党、社民党、さきがけ）では、商法改正に関するプロジェクト・チーム（座長・保岡興治衆議院議員）の設置が合意され（同年4月1日）、自民党案に若干の修正を加えたプロジェクト・チーム案の採択された（同年4月21日）。このプロジェクト・チーム案をもとに法案が作成された。③国会審議の迅速化を図るため野党各党への呼びかけにより、法案は同年4月30日に6党共同案として衆議院に提出された。同年5月15日の参議院法務委員会では、東京大学法学部の江藤憲治郎教授と、一橋大学商学部の伊藤邦雄教授が参考人として意見を述べられ、最終的に同年5月16日に参議院本会議で可決・成立した。この法律は、一部を除き同年6月1日から施行された。

8 太田誠一「なぜストック・オプション導入を急いだか」取締役の法務38号8頁～13頁（1997）では、立法化を急いだ理由として、「六月の株主総会で所要の株主総会決議なり定款変更をするなどの対応」への配慮と、「経済のボーダレス化が急速に進み、企業経営をめぐる制度・慣行もグローバル・スタンダードにあわせる必要がある」ことを考慮していたことが対談形式により述べられている。

9 江頭憲治朗ほか「開かれた商法改正手続きを求める商法学者声明文」商事法務1457号76頁（1997年）を参照。

10 詳細は、法務省民事局参事官室「ストック・オプション制度に関する商法改正等について」旬刊商事法務1459号11頁～15頁（1997年）、並木俊守「平成九年商法改正の解説」（1997年）を参照。

11 法務省民事局参事官室「ストック・オプション制度に関する商法改正等について」旬刊商事法務1459号11頁（1997年）を参照。

に対する新株引受権の付与の許容（新株引受権方式）とに分かれる¹²。ただし、自己株式譲渡方式と新株引受権方式を同時に利用することはできない¹³。

① 自己株式方式によるストック・オプション制度

会社は、正当な理由があるときは取締役又は使用人に株式を譲渡するために、発行株式総数の10分の1を超えない範囲で自己株式を取得することができることとした¹⁴。正当の理由については定時総会で開示しなくてはならない¹⁵。取得方法は市場からの購入に限られていたが、新たに、公開買付により取得できることとなった¹⁶。なお、ストック・オプションのために取得した自己株式の保有期間は、定時総会の決議の日から10年を経過することはできない¹⁷。

ストック・オプションを付する場合には、会社はその契約上の義務である株式譲渡の目的のために、自己株式を買い受けるときは、その取締役又は使用人の氏名、その者に譲渡すべき株式の種類、数、譲渡の価額、その権利を行使することができる期間並びにその権利行使についての条件について、定時総会で決議しなくてはならない¹⁸。

② 新株引受権方式によるストック・オプション制度

会社は定款の定めがある場合に限り、正当な理由があるときは、取締役又は使用人に新株の引受権を与えることができる旨の規定が新設された¹⁹。取締役又は使用人に新株の引受権を与える場合には、新株引受権を与える取締役又は使用人の氏名、新株引受権の目的である株式の額面無額面の別、種類、数及び発行価額並びに新株引受権を行使することができる期間等につき、株主総会の特別決議が必要となる²⁰。これらの決議事項のうち、新株引受権の目的である株式の総数は、すでに付与された新株引受権の目的である株式であって、まだ発行されていないものと合わせて、全体で発行済株式総数の10分の1以内でなければならない²¹。なお、新株引受権の行使期間は前記株主総会の特別決議の日から10年以内に制限され²²、新株引受権の譲渡は行えない²³。

これまで定時総会の決議により、配当可能利益の範囲内で自己株式を取得して、これを消却することができる旨規定されていた（取得することができる自己株式の株式数に制限

12 並木俊守「平成九年商法改正の解説」321頁～322頁（1997年）を参照。

13 商法第210条ノ2第5項、商法第280条ノ19第5項に規定されていたが、すでに改正されている。

14 商法第210条ノ2第1項に規定されていたが、すでに改正されている。

15 商法第210条ノ2第2項に規定されていたが、すでに改正されている。

16 商法第210条ノ2第10項に規定されていたが、すでに改正されている。

17 商法第210条ノ2第4項及び商法第211条に規定されていたが、すでに改正されている。

18 商法第210条ノ2第2項第3号に規定されていたが、すでに改正されている。

19 商法第280条ノ19第1項に規定されていたが、すでに改正されている。

20 商法第280条ノ19第2項に規定されていたが、すでに改正されている。

21 商法第280条ノ19第3項に規定されていたが、すでに改正されている。

22 商法第280条ノ19第4項に規定されていたが、すでに改正されている。

23 商法第280条ノ20に規定されていたが、すでに改正されている。

はなく、株式を償却する理由も問わない)²⁴。「株式の償却の手続きに関する商法の特例に関する法律」は、その特例として公開会社が一定の場合に取締役会の決議により自己株式を取得してこれを消却することができる旨を定めたものである²⁵。したがって、ストック・オプション制度との関連を考えた場合には、取締役会の決議により自己株式を取得できることとなった点に大きな意義がある。

この法律の内容としては、①定款による自己株式の買取償却権限の、取締役会への付与、②取締役会の自己株式の買受決議の規制、③代表取締役²⁶が自己株式を買い受ける期間の制限とに大別される²⁷。以下ではそれぞれの概要を説明していく。

① 定款による自己株式の買取償却権限の、取締役会への付与

公開会社²⁸は、定款の定めがある場合において、経済情勢、当該会社の業務または財産の状況その他の事情を勘案して特に必要があると認めるときは、取締役会の決議により、自己株式を取得して、これを消却することができる旨を定めた²⁹。ただし、定款をもって取締役会に授権できる、取得できる自己株式の総数は、発行済み株式総数の10分の1を超えることができず³⁰、定款により、その株式の総数を定めなければならない³¹。

② 取締役会の自己株式の買受決議の規制

取締役会の決議において、買い受けるべき株式の種類、数および取得原価の総額を定めなければならない³²、取得原価の総額は、最終の貸借対照表上の純資産額から商法第293条ノ5第3号各号の金額および同上第1項の規定により分配した金額（すなわち、中間配当できる財源から中間配当に使用した金額を控除した額³³）の合計額を控除した額の2分の1を超えない金額とされている³⁴

③ 代表取締役が自己株式を買い受ける期間の制限

代表取締役は、自己株式を取締役会の決議後、次の定時総会の終結時までには買い受けなければならない³⁵。自己株式の取得方法は、市場買付けと公開買付けに限定されている³⁶。

24 商法第212条ノ2に規定されていたが、すでに改正されている。

25 法務省民事局参事官室「ストック・オプション制度に関する商法改正等について」旬刊商事法務1459号14頁（1997年）を参照。

26 ここで、代表取締役としているのは、「取締役会の決定にもとづき、現実には買受を実行するのは、代表取締役」であるためである。並木俊守「平成九年商法改正の解説」363頁（1997年）を参照。

27 並木俊守「平成九年商法改正の解説」323頁～324頁（1997年）を参照。

28 償却特例法第2条第5項に「上場株式の発行者である会社又は店頭売買株式の発行者である会社をいう」と規定されていたが、すでに改正されている。

29 償却特例法第3条第1項に規定されていたが、すでに改正されている。

30 償却特例法第3条第3項に規定されていたが、すでに改正されている。

31 償却特例法第3条第2項に規定されていたが、すでに改正されている。

32 償却特例法第3条第4項に規定されていたが、すでに改正されている。

33 並木俊守「平成九年商法改正の解説」324頁（1997年）を参照。

34 償却特例法第3条第5項に規定されていたが、すでに改正されている。

35 償却特例法第3条第6項に規定されていたが、すでに改正されている。

36 償却特例法第3条第6項に規定されていたが、すでに改正されている。

三 平成13商法改正による新株予約権創設の背景

平成13年11月に成立した「商法等の一部を改正する法律」では、新株予約権が創設された。新株予約権の創設は、「インセンティブ・プランの拡充、企業金融の多様化等の観点から、新株を原始取得する権利付与に関する規制緩和を求める実務界からの要望と、デリバティブ普及に伴う財務会計の進化・企業金融論の進展という最近の情勢変化が結実した成果³⁷⁾」である。

一定の者に、将来の特定の時期にあらかじめ定められた権利行使価額で新株を原始取得する権利を付与した場合、その権利が行使されるのは、通常、原始取得する株式の時価が権利行使価額を上回る時と考えられる。そのため、既存株式の財産的価値は希薄化され、既存株主の自益権自体の希薄化を招くこととなる。したがって、これまで資金需要論³⁸⁾の観点からは転換社債、新株引受権付社債のように部分的に導入されているにすぎなかった。平成9年の商法改正により導入されたストック・オプション制度も、転換社債、新株引受権付社債と同様に、特定の政策目的により個別的・部分的に解禁されたものにすぎなかった³⁹⁾。

しかし、デリバティブ取引の普及に伴い、オプションの価値は財務会計上、認識されるようになった。改正商法は、この近年における財務会計の成果を踏まえ、新株を原始取得する権利（新株予約権）につき、それ自体が価値を有する一個の財産権であるとの原則を確立するに至ったのである。さらに、企業金融的観点からみれば、平成13年の商法改正は、エクイティ・ファイナンスの私的自治を許容する還流の一環であるといえる⁴⁰⁾。

したがって、平成13年の商法改正による新株予約権創設は規制緩和と私的自治⁴¹⁾の拡大を根本趣旨とするものである⁴²⁾。

四 平成13商法改正により創設された新株予約権の概要

平成13年11月の商法改正により導入された、新株予約権⁴³⁾とは、これを有する者が株

37 遠藤冬人、吉川純「新株予約権の創設（上）」商事法務1627号18頁（2002年）を参照。

38 「株主以外の者に対し、将来において一定の権利行使価額で新株を原始取得する権利を付与することは、本質的に有利発行と同様に既存株主の不利益につながる。ただその代償として権利行使期間中、通常よりも低利で発行会社に資金が提供される場合にはこの不利益が補償されるので、例外的に有利発行類似の規制を及ぼす必要がない」という考え方。遠藤冬人・吉川純「新株予約権の創設（上）」商事法務1627号18頁（2002年）を参照。

39 遠藤冬人・吉川純「新株予約権の創設（上）」商事法務1627号18頁（2002年）を参照。

40 遠藤冬人・吉川純「新株予約権の創設（上）」商事法務1627号19頁（2002年）を参照。

41 江頭憲次郎ほか「座談会：新株予約権・種類株式をめぐる実務対応（上）」商事法務1628号7頁（2002年）においても、新株予約権に関する商法改正の理由が6項目にわたり述べられているが、その内容は規制緩和と私的自治の拡大という2つに大別される。

42 遠藤冬人・吉川純「新株予約権の創設（上）」商事法務1627号19頁（2002年）を参照。

43 従来の「新株引受権」という用語から「新株予約権」という新たな名称を取り入れた理由は、平成13

式会社にたいしてこれを行使したときに行使者に対して新株を発行しまたはこれに代えて会社の有する自己株式を移転する義務を負うものである⁴⁴。すなわち、新株予約権の取得者側から見れば、当該権利とは株式のコール・オプションを意味している。当時の立法担当官は、新株予約権制度の創設を、これまで、ストック・オプションとして各別に規定されていた制度について、その法的構成を新株予約権の有利発行と整理した上で、付与対象者や付与できる株式数、権利行使期間に関する規制を廃止するとともに、株主総会の授権決議における決議事項を削除したものと説明している⁴⁵。したがって、この改正により、ストック・オプション制度は、取締役・従業員に対する新株予約権の無償の付与として位置付けられることとなった⁴⁶。

会社が株主以外の者に対して特に有利な条件で新株予約権を発行する場合には、商法280条ノ20第2項の第1号（発行する新株予約権の目的である株式の種類および数）、第2号（複数の新株予約権に分割して発行するときは、発行する新株予約権の総数）、第4号（各新株予約権の行使に際して払い込むべき額）、第8号（新株予約権の譲渡について取締役会の承認を要するものとするときはその旨）に掲げる事項、ならびに、各新株予約権の最低発行価額（無償で発行する場合にはその旨）について株主総会の特別決議が必要となる⁴⁷。新株予約権の有利発行を承認する株主総会決議は、決議の日から一年以内に発行価額の払込（無償で新株予約権を発行する場合には発行）をすべきものについてのみ効力を有する⁴⁸。

商法第280条ノ21第1項に規定する「特に有利なる条件」には、これまで根本的に異なる2つの考え方が示されている。

考え方の第1としては、オプションの行使期間中の発行会社の平均株価を予想し、その合理的な予想額と行使価額とを比べることで有利発行か否かを判断する（合理的な予想額が行使価額と新株予約権の発行価額の合計を大きく上回ると「特に有利な条件」となる⁴⁹。）方法である。

考え方の第2としては、オプション評価モデルに従いオプションの発行時点におけるオプションの価額を計算し、それに見合う対価が支払われたか否かで有利発行か否かを判断

年の商法改正以前において、「新株の引受権」または「新株引受権」という用語が、①新株発行契約の予約権としての性質を有するものと、②発行される新株を優先的に引き受ける権利としての性質を有するものがあつたことから、これらを区別する必要があつたためである。詳細については、前田庸「商法等の一部を改正する法律案要領の解説（上）」商事法務1606号12頁（2001年）を参照。

44 商法第280条ノ19第1項に規定。

45 原田晃治「平成十三年改正商法（十一月改正）の解説〔1〕——株式制度の改善・会社関係書類の電子化等——」商事法務1635号5頁（2002年）を参照。

46 藤田友敬「オプションの発行と会社法—新株予約権制度の創設とその問題点（下）」商事法務1623号30頁（2002年）を参照。

47 商法第280条ノ21第1項に規定。なお、この株主総会において、取締役は、株主以外の者に特に有利な条件で新株予約権を発行することを必要とする理由を開示する必要がある。

48 商法第280条ノ21第2項に規定。

49 藤田友敬「オプションの発行と会社法—新株予約権制度の創設とその問題点（上）」商事法務1622号20頁（2002年）を参照。

する（オプションの価額に比較し、発行価額が大きく下回ると「特に有利な条件」となる。⁵⁰⁾方法である。

第1の考え方は、法務省が、法制審議会における説明において用いた考え方であり、国会の法案審議の場でも同様の考え方により説明がなされたが、この考え方によれば、新株予約権には必ず一定の価値があることを前提にその算定方法を提示するブラック＝ショールズ・モデル等を利用することができなくなる⁵²⁾。

第2の考え方が学説における現在の通説的見解であり⁵³⁾、この考え方によれば、たとえ行使価額を相当高く設定したとしても行使期間の経過していないオプションの評価額がゼロになることはないので、新株予約権の無償発行は常に有利発行になる⁵⁴⁾。ストック・オプション制度により付与される新株予約権についても、通常無償で発行されることから、常に有利発行となり、株主総会の特別決議が必要となる。

第三節 スtock・オプション制度の所得税法上の位置付け

一 平成7年特定新規事業実施円滑化臨時措置法改正によるストック・オプションへの課税

平成7年の特定新規事業実施円滑化臨時措置法の改正により限定された範囲で導入されたストック・オプションについては、平成8年の税制改正により導入された、租税特別措置法29条の2により所定の要件を満たした場合、権利行使によって取得した株式を譲渡した時点で、譲渡価格と権利行使価格との差額に対し、譲渡所得として課税することが規定された。

また、平成8年には、所得税基本通達23～35共一6において、「新株等を取得する権利を与えられた場合の所得は一時所得とする。ただし、当該発行法人の役員又は使用人に対しその地位又は職務等に関して当該新株等を取得する権利を与えたと認められる場合には給与所得とし、これらの者の退職に基因して当該新株等を取得する権利を与えられたと認められる場合には退職所得とする」旨の改正が行われた。

50 藤田友敬「オプションの発行と会社法—新株予約権制度の創設とその問題点（上）」商事法務1622号20頁（2002年）を参照。

51 前田庸「商法等の一部を改正する法律案要領の解説（下）」商事法務1607号67頁（2001年）を参照。

52 原田晃治「平成十三年改正商法（十一月改正）の解説〔Ⅱ〕——株式制度の改善・会社関係書類の電子化等——商事法務1636号25頁（2002年）を参照。

53 神田秀樹、武井一浩『新しい株式制度』（第1版）221頁（2002年・有斐閣）を参照。

54 藤田友敬「オプションの発行と会社法—新株予約権制度の創設とその問題点（上）」商事法務1622号21頁（2002年）を参照。

二 平成9年商法改正により導入されたストック・オプションへの課税

平成9年の商法改正に伴い、平成10年には、租税特別措置法29条の2が改正され、商法210条の2第2項又は第280条の19第2項の決議により同法210の2第2項第3号に規定する権利（以下、「株式譲渡請求権」という。）又は同法280条の19第2項に規定する新株の引受権（以下、「新株引受権」という。）を与えられる者とされた当該決議（以下、「付与決議」という。）のあった株式会社の取締役又は使用人である個人（当該付与決議のあった日において当該株式会社の政令で定める数の株式を有していた個人及びその他一定の者を除く。以下、「取締役等」という。）又は当該取締役等の相続人が当該付与決議に基づき当該株式会社と当該取締役等との間に締結された契約により与えられた当該株式譲渡請求権又は新株引受権（当該株式譲渡請求権又は新株引受権に係る契約において、一定の要件が定められているものに限る。以下、「特定株式譲渡請求権等」という。）を当該契約に従って行使することにより当該特定株式譲渡請求権等に係る株式の取得をした場合には、当該株式の取得に係る経済的利益については、所得税を課せず、取得した株式を譲渡した時点で譲渡価格と権利行使価格との差額に対し、譲渡所得として課税する旨が規定された。また、所得税法施行令84条も改正され、株式譲渡請求権又は新株引受権に係る収入金額を、当該株式譲渡請求権又は新株引受権の行使により取得した株式のその行使の日の当該株式の価格から権利行使価格を控除した額とする旨定められたが、上記以外のストック・オプションによる所得課税については、法令上の規定は設けられなかった。

なお、平成10年には、租税特別措置法29条の2及び所得税法施行令84条の改正に対応して、所得税基本通達23～35共-6が次のように改められた。

「イ 令第八十四条第一号又は第二号に掲げる権利を与えられた取締役又は使用人がこれを行行使した場合 給与所得とする。ただし、退職後に当該権利の行使が行われた場合において、例えば、権利付与後短期間のうちに退職を予定している者に付与され、かつ、退職後長期間にわたって生じた株式の値上り益に相当するものが主として供与されているなど、主として職務の遂行に関連を有しない利益が供与されていると認められるときは、雑所得とする。

ロ 令第八十四条第三号に掲げる権利を与えられた者がこれを行行使した場合 一時所得とする。ただし、当該発行法人の役員又は使用人に対してその地位又は職務等に関連して新株（これに準ずるものを含む。以下二十三～三十五共-九までにおいて「新株等」という。）を取得する権利が与えられたと認められるときは給与所得とし、これらの者の退職に基因して当該新株等を取得する権利が与えられたと認められるときは退職所得とする。」

しかしながら、上記通達においても、「措法29条の2、所令84条に対応して課税する旨の定めをしたものの、それ以外のストックオプションの課税については、特段の定めはされなかった⁵⁵。」そのため、「課税実務上は、租税特別措置法29条の2の対象とはならないストックオプションについては、ストックオプションに係る権利行使時に、権利行使時

55 渡辺充『判例に学ぶ租税法』118頁（2003年・税務経理協会）を参照。

における当該株式価格から権利行使価格を控除した差額（権利行使益）に対し給与所得課税をするという方針が定められ、課税方法が統一されるに至った。⁵⁶」ものとされている。

三 平成13年商法改正により導入された新株予約権への課税

平成13年における商法改正により新株予約権制度が創設されたこと等に対応して、平成14年には租税特別措置法29条の2及び所得税法施行令84条がそれぞれ改正された。

また、平成14年には、新株予約権制度の創設に対応して、所得税法基本通達23～35共-6も次のように改められた。

「(1) 令第八十四条第一号又は第二号に掲げる権利を与えられた取締役又は使用人がこれを行行使した場合 給与所得とする。ただし、退職後に当該権利の行使が行われた場合において、例えば、権利付与後短期間のうちに退職を予定している者に付与され、かつ、退職後長期間にわたって生じた株式の値上り益に相当するものが主として供与されているなど、主として職務の遂行に関連を有しない利益が供与されていると認められるときは、雑所得とする。

(2) 令第八十四条第三号に掲げる権利を与えられた者がこれを行行使した場合 発行人と当該権利を与えられた者との関係等に応じ、それぞれ次による。

イ 発行人と権利を与えられた者との間の雇用契約又はこれに類する関係に基因して当該権利が与えられたと認められるとき (1)の取り扱いに準ずる。

(注) 例えば、措置法第二十九条の二第一項《特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による新株の取得に係る経済的利益の非課税等》に規定する「取締役等」の関係については、雇用契約又はこれに類する関係に該当することに留意する。

ロ 権利を与えられた者の営む業務に関連して当該権利が与えられたと認められるとき 事業所得又は雑所得とする。

ハ イ及びロ以外のとき 原則として雑所得とする。

(3) 令第八十四条第四号に掲げる権利を与えられた者がこれを行行使した場合 一時所得とする。ただし、当該発行人の役員又は使用人に対してその地位又は職務等に関連して新株（これに準ずるものを含む。以下二十三～三十五共-九までにおいて「新株等」という。）を取得する権利が与えられたと認められるときは給与所得とし、これらの者の退職に基因して当該新株等を取得する権利が与えられたと認められるときは退職所得とする。

(注) (1)及び(2)の取扱いは、発行人が外国法人である場合においても同様であることに留意する。」

この通達の改正により、発行人が外国法人の場合の取り扱いが設けられた。

⁵⁶ 東京地方裁判所平成14年11月26日判決（判例タイムズ1106号283頁）、事実及び理由、ストックオプションに対する課税の実情の中から引用。

第二章 近年のストック・オプションの行使益に係る所得税法上の争い

第一節 これまでの経緯

近年、ストック・オプションに関する税務訴訟が数多く提起されてきた。これらは、子会社の従業員等が外国親会社から付与されたストック・オプションの行使益について、一時所得として申告していたものに対して、課税当局が給与所得に該当するとして更正処分を行ったことから、その所得分類をめぐる争われた事件である。

これらの事件が、数多く提起されてきた背景には、第一に、「平成6年版までの東京国税局所得税課長監修『回答事例による所得税質疑応答集』（大蔵財務協会）において一時所得となる旨の事例回答が照会されていたこと、当時、納税者からの照会に対して、税務署では一時所得という回答を行っていたこと等⁵⁷⁾により⁵⁸⁾、「少なくとも、前掲の『質疑応答集』の平成10年版において、給与所得とする見解が表明されるまでの間、一時所得という課税当局者の見解を信頼して納税申告をして納税を行っていた納税者が大半⁵⁹⁾であったことが挙げられる⁶⁰⁾。

第二に、第一章でみてきたように、平成14年に所得税法施行令84条が改正され、所得税法基本通達23～35共一6が明示されるまで、子会社の従業員等が外国親会社から付与されたストック・オプションの課税上の取り扱いについて、「直接、明文をもって定められた法令の規定や通達の定めが存在しなかった⁶¹⁾」ことが挙げられる。

このような状況において、初めての判決となった平成14年11月26日東京地方裁判

57 大淵博義「米国親会社のストック・オプションに係る権利行使利益の所得区分と税法解釈の限界（その1）—日本子会社の従業員等に付与された米国親会社のストック・オプションの権利行使益を一時所得とした東京地裁裁判所を素材として—」税務事例35巻6号1頁（2003年）を参照。

58 浪川武編『回答事例による所得税質疑応答集』（平成6年版）320頁矢野和之監修（1994年・大蔵財務協会）では、「私は米国にあるA社の日本子会社であるB社の役員をしていましたが、本年退職しました。ところで、私は5年前にA社のストックオプション（株式購入選択権）を与えられておりましたが、本年その権利を行使しました。これについては課税されるのでしょうか。」という問いに対し、「現実に権利を行使した本年分の一時所得として課税されます。」と答えている。

59 大淵博義「米国親会社のストック・オプションに係る権利行使利益の所得区分と税法解釈の限界（その1）—日本子会社の従業員等に付与された米国親会社のストック・オプションの権利行使益を一時所得とした東京地裁裁判所を素材として—」税務事例35巻6号1頁（2003年）を参照。

60 近江修編『回答事例による所得税質疑応答集』（平成10年版）181頁吉川元康監修（1998年・大蔵財務協会）では、「米国法人A社は、自社及びA社の子会社である日本法人B社の社員及び一定の従業員に対しA社株式を将来予め定められた価額（行使価額）で購入できる権利を付与するストックオプション制度を導入しています。」「B社の従業員である私は、この制度に基づくストックオプションを今年行使し、行使時のA社株式の市場価額と行使価額との差額をA社から支払われました。」「この支払われた差額に係る課税関係はどのようになりますか。」という問いに対し、「A社株式の市場価額と行使価額との差額は、給与所得として課税されます。」と答えている。

61 東京地方裁判所平成16年2月27日判決、第3当裁判所の判断、4争点〔3〕（本件各賦課決定と国税通則法65条4項の適用の可否）についてから引用（判例タイムズ1167号185頁。判例時報1858号3頁。）。

所判決⁶²が、「一般論として、ストック・オプションの行使利益を給与所得とすることの不合理性を判示したことから、税制適格オプションの規定自体の去就にも影響を与えるという議論に発展することにもなりかねない⁶³」こととなった。その後、一時所得とする判決が続くが、平成16年1月21日横浜地方裁判所⁶⁴で給与所得とする判決が出た後は、給与所得とする判決が続いていた（図表1を参照）。

これら、子会社の従業員等が外国親会社から付与されたストック・オプションの行使益の所得分類については、主として昭和56年4月24日最高裁判所判決⁶⁵により示された給与所得の意義に照らし、その意義に合致するか否かが問題とされた。

昭和56年4月24日最高裁判所判決は、弁護士の顧問料収入が事業所得に当たるのか、それとも給与所得に当たるのかが争われた事案である。昭和56年4月24日最高裁判所判決では、「およそ業務の遂行ないし労務の提供から生ずる所得が所得税法上の事業所得（同法二七条一項、同法施行令六三条一―二号）と給与所得（同法二八条一項）のいずれに該当するかを判断するにあたっては、租税負担の公平を図るため、所得を事業所得、給与所得等に分類し、その種類に応じた課税を定めている所得税法の趣旨、目的に照らし、当該業務ないし労務及び所得の態様等を考慮しなければならない。」としたうえで、「事業所得とは、自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ反覆継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務から生ずる所得をいい、これに対し、給与所得とは雇傭契約又はこれに類する原因に基づき使用者の指揮命令に服して提供した労務の対価として使用者から受ける給付をいう。なお、給与所得については、とりわけ、給与支給者との関係において何らかの空間的、時間的な拘束を受け、継続的ないし断続的に労務又は役務の提供があり、その対価として支給されるものであるかどうかを重視されなければならない。」ことが判示された。

平成17年1月25日最高裁判所判決⁶⁶は、事実関係から「本件権利行使益は、雇用契約又はこれに類する原因に基づき提供された非独立的な労働の対価として給付されたものとして、所得税法28条1項所定の給与所得に当たるといふべき」としたことから、子会社の従業員等が外国親会社から付与されたストック・オプションの行使益の所得分類については、給与所得として課税されることが明らかとなった。

図表1 裁判所の判決結果一覧

	判決年月日	裁判所	判決結果	審級関係
①	平成17年1月25日	最高裁判所	給与所得	

62 判決判例タイムズ1106号283頁。

63 大淵博義「私はこう見る、こう読む! 「ストックオプション事件」東京地裁判決（平成14・11・26）」速報税理22巻2号20頁（2003年）を参照。

64 金融・商事判例1184号4頁。

65 最高裁判所民事判例集35巻3号672頁。

66 最高裁判所民事判例集59巻1号64頁（以下、「平成17年判決」という。）。

②	平成16年12月8日	東京高等裁判所	原判決取消	
③	平成16年9月29日	東京高等裁判所	給与所得	
④	平成16年9月15日	東京高等裁判所	控訴棄却	
⑤	平成16年8月24日	東京地方裁判所	一時所得	
⑥	平成16年8月4日	東京高等裁判所	給与所得	
⑦	平成16年3月16日	東京地方裁判所	一時所得	
⑧	平成16年3月16日	東京地方裁判所	一時所得	
⑨	平成16年2月27日	東京地方裁判所	給与所得	③の第一審
⑩	平成16年2月25日	東京高等裁判所	給与所得	
⑪	平成16年2月19日	東京高等裁判所	給与所得	①の第二審
⑫	平成16年1月30日	東京地方裁判所	給与所得	
⑬	平成16年1月30日	東京地方裁判所	給与所得	④の第一審
⑭	平成16年1月30日	東京地方裁判所	給与所得	
⑮	平成16年1月21日	横浜地方裁判所	給与所得	
⑯	平成16年1月21日	横浜地方裁判所	給与所得	
⑰	平成16年1月21日	横浜地方裁判所	給与所得	
⑱	平成15年9月11日	東京地方裁判所	一時所得	
⑲	平成15年8月26日	東京地方裁判所	一時所得	②の第一審
㉑	平成15年8月26日	東京地方裁判所	一時所得	①の第一審
㉒	平成15年8月26日	東京地方裁判所	一時所得	
㉓	平成15年8月26日	東京地方裁判所	一時所得	
㉔	平成14年11月26日	東京地方裁判所	一時所得	⑥の第一審
㉕	平成14年11月26日	東京地方裁判所	一時所得	⑩の第一審

第二節 所得の年度帰属の問題

ストック・オプションの所得税法上の問題については、大きく分けると、「収入がどの年度に帰属するのか⁶⁷⁾」という所得の年度帰属の問題と、「ある所得がどの種類の所得に該当するか⁶⁸⁾」という所得分類の問題とに分けられる⁶⁹⁾。

67 金子宏『租税法』(第9版)241頁(2003年・弘文堂)を参照。

68 金子宏『租税法』(第9版)195頁(2003年・弘文堂)を参照。

69 水野忠恒「ストックオプション課税訴訟」国際税務23巻8号39頁(2003年)では、ストック・オプションについては、「課税のタイミングや、その時点においては何所得を構成すると解すべきであるのか」が問題となるとしている。

前節においても述べたとおり、子会社の従業員等が外国親会社から付与されたストック・オプションの行使益について、平成17年判決が給与所得としたことから、所得分類の問題については明らかとなった。では、子会社の従業員等が外国親会社から付与されたストック・オプションの所得の年度帰属の問題については、どのような議論がなされ、また、平成17年判決により何が明らかにされたのであろうか。

以下、本節においては、子会社の従業員等が外国親会社から付与されたストック・オプションの課税問題に対する初めての裁判所の判決となった平成14年11月26日東京地方裁判所判決⁷⁰（以下、「平成14年判決」という。）と、平成17年判決の第一審判決⁷¹及び控訴審判決⁷²の判示内容を所得の年度帰属の問題に焦点を絞って概観していくこととする。また、これら判決に対する学者や実務家の評釈が数多く出されていることから、これらについても所得の年度帰属の問題に絞ってまとめていくこととする。

ストック・オプションの所得の年度帰属については、可能性として3つの段階（権利付与段階、権利行使条件の成就段階及び権利行使段階）に分けて考えることができることから、以下では、それぞれ3つの段階に分けて、どのような議論がなされてきたのかをまとめていく。

一 権利付与段階における課税についての議論

平成14年判決では、ストック・オプションの権利行使利益は給与所得に当たるとの主張の趣旨が、ストック・オプションそのものが給与所得に当たるが、その価額を権利行使利益に基づいて算定すべきであるというところにあるのか、権利行使益そのものが給与所得に当たるというところにあるのかが必ずしも明らかではないとし、両者を分けて検討している。その中で、ストック・オプションそのものが給与所得に当たるが、その価額を権利行使利益に基づいて算定すべきであるとの見解についての検討とし、「本件ストックオプションそのものは、原告の付与後における長期的就労による貢献を期待し、その対価として与えられたものということは可能」であるとし、この場合には「本件ストックオプションによる収入金額は、本件ストックオプションを取得した時における価額、すなわちオプション価格となるはずである」と結論付けた⁷³。

平成15年判決においても、「権利確定主義を根拠として、ストック・オプションに係る

70 判決判例タイムズ1106号283頁。

71 東京地方裁判所平成15年8月26日判決（以下、「平成15年判決」という。）（判例タイムズ1129号285頁。判例時報1838号52頁）。

72 東京高等裁判所平成16年2月19日判決（以下、「平成16年判決」という。）（判例タイムズ1167号185頁。判例時報1858号3頁。）。

73 しかしながら、平成14年判決はストック・オプション付与時に給与所得として課税すべきとしているわけではない。ストック・オプションには「いわば期待権の価値をどのように評価するかという問題」があり、ストック・オプションを「保有しているだけでは経済的利益が現実化しているとはいえない側面がある」と付言している。

経済的利益が権利行使時において評価されるべきであると主張するが、いわゆる分離型の新株引受権付社債を発行した後、ワラント部分を買戻して従業員等に支給する、いわゆる擬似ストック・オプションの場合、ワラント部分の権利はストック・オプションと同様に一種の形成権と解され、譲渡が制限されるにもかかわらず、支給時において当該ワラント自体の価額相当部分に対し給与所得として課税されることに照らせば、形成権自体について経済的利益の実現が認められないとしたり、譲渡制限により経済的利益が実現できないことを理由に、ストック・オプション自体の価値に対して付与時に所得税を課税する余地がないとは解されない。」として、いわゆる分離型の新株引受権付社債の税務上の取扱いとの比較から、ストック・オプションに対する付与時課税の可能性を示唆している。譲渡制限により経済的利益が実現できないとしても課税の可能性があるとしている点は興味深い。

平成16年判決では、「ストック・オプションは、株式の売買の一方の予約又はこれに類似する法律関係から発生した予約完結権であり、それ自体は、株式の引渡しを請求できる権利ではなく、株式譲渡契約を成立させることのできる権利にすぎないのであって、譲渡が禁止され、換金可能性もないのであるから、このようなストック・オプション自体が所得税の担税力を増加させる経済的利益たる「所得」に該当し、その付与時によって被付与者に現実の収入があったとみることはできないし、その付与時に現実の収入の原因となる権利を被付与者が取得したものであるということもできない。なお、ストック・オプションについて、それ自体の理論的な価格を算出することは不可能ではないとしても、だからといって、ストック・オプション自体が所得税の担税力ある経済的利得に該当するというにはならないというべきである。」として、譲渡制限が付されている場合には換金可能性がないことから、所得には該当しない旨を判示している。また、所得を現実収入と、現実の収入の原因となる権利とに別けて捉えている点、ストック・オプションの付与時点において理論的な価格が算出できたとしても、そのことをもってストック・オプションの付与時点に経済的利得があるとはいえないとしている点は興味深い。

さらに、平成16年判決では、被控訴人（納税者）が擬似ストック・オプションについて権利付与段階において課税される一方、権利行使段階では権利行使益に課税されないことから、本件ストック・オプションについても同様の取り扱いをすべきであるとの主張に対し、「ワラントは、有価証券上の権利として、本来的に譲渡性があり、市場における経済的価値を有するため、担税力の点でストック・オプションとは異なることが明らかである。また、付与時に課税されるワラント等について、権利行使時に権利行使益に課税しない取り扱いとされているのは、新株引受権等の価額が将来の権利行使益の現在価値として算定されるために権利行使時に権利行使益には課税しない扱いとされているに留まると理解することができ、権利行使時に発行会社から権利者に対して実質的な経済的利益の移転がないことまでも意味するものではない」とした。すなわち、擬似ストック・オプションと本件ストック・オプションの違いについては、ワラントが本来的に譲渡性と市場性をもって

いること、また、擬似ストック・オプションが権利行使時段階で課税されず、権利付与段階に課税される理由については、将来の権利行使益の現在価値として擬似ストック・オプションの価値が算定されるためであることを説明したものと理解できる。このことは、平成15年判決が擬似ストック・オプションについては譲渡性がないことを前提として、その比較としてストック・オプションについても権利付与段階での課税の可能性を示唆している点とは異なっている。また、ストック・オプションの付与時点において理論的な価格による課税に否定的な見解を示す一方で、擬似ストック・オプションの価値については将来の権利行使益の現在価値として算定される見解を示している。

以上、平成14年判決から平成16年判決におけるストック・オプション付与段階における課税についての裁判所の判断を概観してきたが、部分的に見解が異なるものであった。しかしながら、ストック・オプション付与段階における課税については、「譲渡制限が付されていることをどのように考えるべきか」、「仮にストック・オプション付与段階における課税が肯定されたとして、収入すべき金額をいくらとすればよいのか」、という2点に問題の焦点が絞られると思われる。

この問題について、水野教授は「譲渡制限のかけられたストック・オプションでは、市場価格が形成されるとみることには困難であり、その時点における課税は恣意的なものとならざるを得ない⁷⁴」とし、また、大淵教授も「税法上は、租税負担能力、価格評価の困難性等、税法固有の理論からは、現行法の解釈論としてはもちろん、立法論としても疑問がある⁷⁵」としており、ストック・オプション付与段階における課税については否定的な意見が多い⁷⁶。

しかしながら、譲渡制限が付されていること自体をもって、ストック・オプション付与

74 水野忠恒「ストックオプション課税訴訟」国際税務23巻8号50頁（2003年）を参照。

75 大淵博義「米国親会社のストック・オプションに係る権利行使利益の所得区分と税法解釈の限界（その1）—日本子会社の従業員等に付与された米国親会社のストック・オプションの権利行使益を一時所得とした東京地裁裁判所を素材として—」税務事例35巻6号9頁（2003年）を参照。

76 例として、福家俊郎「いわゆるストック・オプションの権利行使による利益が一時所得とされた事例」判例評論536号18頁（2003年）では、ストック・オプション付与段階に課税した場合、「未実現利益であるにとどまらず、ストック・オプションが文字通り付与されているだけとどま」ることから、「課税できない」としている。田中治「私はこう見る、こう読む！「ストックオプション事件」東京地裁判決（平成14・11・26）」速報税理22巻2号24頁（2003年）では、ストック・オプションの付与時に給与所得課税するについて、「実現課税を原則とする所得税制において、法令上の手当てをしないまま未実現利益（およそ利益ですらないかもしれない）を課税対象とすることは、それこそ、法律解釈の限界を超える」ものであるとしている。高橋祐介「ストックオプションの権利行使利益が一時所得とされた事例」税法学549号1183頁（2003年）では、平成16年判決と同じように現実収入と収入の原因となる権利を分けて考えており、「処分不可能であるから」現実収入にはならないとしている。田中治「ストックオプション第2弾判決の論理と実務への影響」税理46巻15号5頁（2003年）では、「付与においては、ストックオプションに係る所得又は経済的利益は実現していないし、実現の兆しすらない」としている。酒井克彦「親会社ストック・オプションの権利行使利益に係る所得区分（下）—東京高裁判決（平成16年2月19日判決）の検討を中心に—」税務事例36巻6号通巻417号3頁（2004年）では、「ストック・オプションは株式の売買の一方の予約又はこれに類する法律関係から発生した予約完結権であり、それ自体は、株式の引渡しを請求できる権利ではなく、株式譲渡契約を成立させることのできる権利にすぎないのであって、譲渡が禁止され、換価可能性もない」ことから、権利付与段階での課税を消極的に解している。

段階における課税が否定されるのか、譲渡制限が付されていることにより、市場性がない、あるいは価格評価の困難性を伴うためにストック・オプション付与段階における課税が否定されるのかが必ずしも明らかではなく（すなわち、譲渡制限が付されていたら、客観的な市場が存在する場合にも課税されないのか、あるいは、譲渡制限は付されていないが、客観的な市場がストック・オプション付与時点においては存在していない場合は課税されないのかということ）、第四章においてさらに検討を加えていく。

二 権利行使条件の成就段階における課税についての議論

平成14年判決において、権利行使条件の成就段階に課税する可能性が述べられている。ストック・オプションの権利付与時点で課税が行えない理由を、ストック・オプション付与時点においては一定期間の就労という条件が満たされていないことから、権利が確定しないためであると考えた場合には「本件ストックオプションの収入時は、条件成就時（すなわち、契約に定める就労期間が経過した時）であって、その時におけるオプション価格に基づいて収入金額を算定すべきであるという理由になり得」としている。すなわち、ストック・オプションの権利は、「遅くとも、一定期間の就労という条件が満たされ、権利行使が可能になった時点には完全に従業員である原告に移転」するという考えを前提とすれば、権利行使条件の成就時における「オプション価格に基づいて収入金額を算定すべき」としている⁷⁷。

平成15年判決においても、「法的な権利の確定という観点からは、少なくとも一定期間の就労等の停止条件が成就して権利行使が可能となった時点には、ストック・オプション自体の権利が確定したものであることができるから、この時点で所得税を課税することも理論的には可能と考えられる」として、権利行使条件の成就段階における課税の可能性を示唆している。なお、権利行使条件の成就段階における課税を想定した場合の価格評価の困難性については、「相続人が被相続人の有していたストック・オプションを相続した場合、相続時における株価と権利行使価格との差額について相続税を課税する扱いとされていること、ストック・オプションのような特定の有価証券、商品等を一定の価格で買い受ける権利（コール・オプション）については、その価格をブラック＝ショールズ式等の方法により算定することが可能であること（以上の事実は当事者間に争いが無い。）に照らせば、当該権利に係る経済的価値の評価が困難であることを理由として、権利行使時以前に所得税を課税することができないとはいえない」としている。

平成16年判決では、被控訴人（納税者）が「相続時における株価と権利行使価格との差額をもってストック・オプションの価格と評価している」ことを指摘し、「ストック・オ

⁷⁷ しかしながら、平成14年判決はストック・オプションの付与時点同様、ストック・オプションの権利行使条件の成就時に給与所得として課税すべきとしているわけではない。ストック・オプションを「保有しているだけでは経済的利益が現実化しているとはいえない側面がある」と付言している。

プジョン自体も経済的な価値を有するものとして理論上課税の対象となるはずであり、権利確定主義を根拠に権利行使時における権利行使益に対する課税を説明することはできない。」と主張したのに対し、「相続税は、相続によって取得した財産に対して課税するものであるのに対し、所得税は実現した所得に対して課税するものであって、両者は課税対象を異にしているというべきである」と判示した。

以上、平成14年判決から平成16年判決におけるストック・オプションの権利行使条件の成就段階における課税についての裁判所の判断を概観してきた。14年判決及び平成15年判決では、法的な権利の確定という観点からストック・オプションの権利行使条件の成就段階における課税の可能性が示唆されているものと理解できる。

福家教授は、所得税法36条第2項が、「金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額は、当該物若しくは権利を取得し、又は当該権利を享受する時における価額」としていることから、ストック・オプションの権利行使条件の成就段階における課税を法理論的には認めなければならないとしている⁷⁸。また、「権利行使可能時の「値上り益」はその時まで不確定額であるがストック・オプションの収入金額として当然に予定されているものである一方、いつでも行使が可能になった後の「値上り益」は権利それ自体の価額ではなく売却時についての投資判断に基づいて権利を実際に行行使することから得られる運用益と見るべき」とし、ストック・オプションの権利行使条件の成就段階における給与所得課税と権利行使段階における権利行使利益に対する譲渡所得課税が法理論的に正しい解釈であるとしている⁷⁹。

ここで、ストック・オプションの権利行使条件の成就段階における課税を想定した場合には、価格評価の困難性が問題という問題が生じるが、福家教授はストック・オプションが行使可能となった時の取得予定株式の時価と権利行使価格との差額が課税対象とされるものと捉えている⁸⁰。取得予定株式の時価と権利行使価格との差額が課税対象であると捉えた場合には価格評価の困難性はなくなる（取得予定株式の時価が存在しない場合にはこの限りではない。）。

一方、ストック・オプションの権利行使条件の成就段階における課税を想定した場合に、その課税対象をストック・オプションそれ自体の値上り益として捉えた場合には、ストック・オプション自体の価格評価の不確実性という問題が生じることとなる⁸¹。

78 福家俊郎「いわゆるストック・オプションの権利行使による利益が一時所得とされた事例」判例評論536号18頁（2003年）を参照。

79 福家俊郎「いわゆるストック・オプションの権利行使による利益が一時所得とされた事例」判例評論536号18頁及び20頁（2003年）を参照。

80 福家俊郎「いわゆるストック・オプションの権利行使による利益が一時所得とされた事例」判例評論536号18頁及び20頁（2003年）を参照。

81 一高龍司「ストック・オプション等インセンティブ報酬と税制—東京地裁平成14年11月26日判決の検討を中心に—」法律時報75巻4号31頁及び32頁（2003年）では、ストック・オプション付与契約上の条件成就段階に権利が移転するとする見方は理論上ありえりとする。その場合には、平成14年判決のように権利行使利益全体を一時所得として課税するのではなく、「行使利益を就労の対価と資産の譲渡による所得とに区分する」べきであるとしている。しかし、ストック・オプションの価値評価の不確

これら捉えるべき課税対象に違いが生じるのは、権利行使条件の成就段階における、ストック・オプションの行使により取得する株式の値上り益を収入金額として捉えるのか、それともストック・オプションそれ自体の値上り益を収入金額と捉えるのかにより生じる解釈上の差であると思われる。所得税法36条第2項にいう「権利を享受する時における価額」を、ストック・オプションの行使により取得する株式の値上り益として捉えるべき理由については、ストック・オプションの付与側において取得予定の株式の値上り益を「当然に予定」していたことが挙げられるが、ストック・オプションが証券として発行することができず、その譲渡が不可能であった当時の状況を考慮した場合においては合理性を有していると思われる。

ところが、ストック・オプションが証券として発行することができず、その譲渡が不可能である点を考慮した場合、権利の確定という観点からストック・オプション権利行使条件の成就段階における課税について否定的な見解を示している論者もいる。大淵教授は、権利行使条件の成就段階における課税について、「そのストック・オプションに係る株式の価格がその権利行使価格を上回っているとしても、従業員等が権利行使価格相当の資金を調達できない場合又は上回っている額の程度によって権利行使を断念する場合も考えられるところであるから、通常の収益計上時期である権利確定主義又は実現主義による収益計上時期の概念とは異なる側面⁸²⁾」がある点を指摘している。また、田中教授は、「権利確定といっても、税法の解釈適用においては、それは単に名目的、形式的な権利の存在を意味するものではなく、経済実体を伴って納税者に確定的に帰属した現実的収益を指すものであることを認識する必要がある⁸³⁾」と指摘している。

三 権利行使段階における課税についての議論

平成14年判決では、先に触れたように、ストック・オプションの権利付与段階及び権利条件成就段階における課税の可能性を示唆しており、「遅くとも、一定期間の就労という条件が満たされ、権利行使が可能になった時点には完全に従業員に移転しており、権利行使利益は、原告が取得した権利を運用して得た利益である」としたところから、権利行使段階における課税の可能性を検討はしていない。しかしながら、平成14年判決は権利行使段階における課税を全く否定しているわけではなく、「ストックオプションの本質が期待権であり、これを保有しているだけでは経済的利益が実現化しているとはいえない側面がある以上、単に本件ストックオプションが付与され、あるいはその権利が行使可能になった

実性という無視し得ない問題点があることから、「かりにSOの証券市場が発達すれば、このような区分を伴う解釈がなされるべきであ」としている。

82 大淵博義「米国親会社のストック・オプションに係る権利行使利益の所得区分と税法解釈の限界(その2) -日本子会社の従業員等に付与された米国親会社のストック・オプションの権利行使益を一時所得とした東京地裁裁判所を素材として-」税務事例35巻7号2頁(2003年)を参照。

83 田中治「ストックオプション第2弾判決の論理と実務への影響」税理46巻15号5頁(2003年)を参照。

だけの段階においては、課税を控えるのが相当であるという考え方も十分にありえるところである」としている。

平成15年判決においても、平成14年判決同様、ストック・オプションの権利付与段階及び権利条件成就段階における課税の可能性を示唆していた。そのため、権利行使段階における課税の可能性は検討していない。

平成16年判決では、権利行使段階以外での課税の可能性を排除した上で、「ストック・オプションについては、権利行使益こそが現実収入として課税対象となるべき」であり、権利確定主義の下では、権利行使益の価額が確定する権利行使時を課税の時期とするべきであると判示した。

以上、平成14年判決から平成16年判決におけるストック・オプションの権利行使段階における課税についての裁判所の判断を概観してきた。平成14年判決から平成16年判決に共通していえることは、その判旨がストック・オプション権利行使段階における課税に肯定的か否定的かを問わず、積極的な理由付けがあまり行われていないということである。このことは、これら裁判の主たる争点がストック・オプションの権利行使益についての所得分類にあったためと思われる。

そこで、学者や実務家等が、権利行使段階における課税について、どのような見解を示しているのかをみていく。

ストック・オプションの権利行使段階における課税については、ストック・オプション自体が法的には形成権と説明されているものである⁸⁴ことから、形成権行使によって法律関係の変動が生ずる時効取得に係る課税の時期について示した、東京地裁平成4年3月10日判決⁸⁵を引用し、「時効の援用（形成権行使）によって時効取得する経済的利得は収入実現の蓋然性が高い⁸⁶。」としてストック・オプションの権利行使段階をもって課税すべきであると解する論者がいる。また、大淵教授は、「従業員等が権利行使価格に相当する金員を付与会社に提供することで義務の履行が完了し、経済的価値のある株式の引渡しを求める法的権利が確定するものであり、一方、付与会社は同時履行の抗弁権を喪失し、当該株式を引き渡す義務が発生する⁸⁷」のであるから、ストック・オプションの権利行使利益は、権利行使段階において確定的な収入を構成するものとしている。

84 江頭憲治朗『株式会社・有限会社法』（第4版）660頁（2005年・有斐閣）を参照。

85 訴訟月報39巻1号139頁。税務訴訟資料188号573頁。

86 酒井克彦「親会社ストック・オプションの権利行使利益に係る所得区分（下）—東京高裁判決（平成16年2月19日判決）の検討を中心にして—」税務事例36巻6号通巻417号5頁（2004年）を参照。

87 大淵博義「米国親会社のストック・オプションに係る権利行使利益の所得区分と税法解釈の限界（その2）—日本子会社の従業員等に付与された米国親会社のストック・オプションの権利行使益を一時所得とした東京地裁裁判所を素材として—」税務事例35巻7号3頁（2003年）を参照。

第三節 平成17年1月25日最高裁判所判決の概要

一 事件の概要

(1) X(原告、被控訴人、上告人)は、平成7年1月から同9年1月まで、A株式会社(以下「A社」という。)の代表取締役を務めていた。A社は、米国法人であるB社(以下「B社」という。)の日本法人として設立されたものであり、B社は、A社の発行済み株式の100%を有している。

(2) B社は、同社及びその子会社(以下、併せて「B社グループ」という。)の一定の執行役員及び主要な従業員に対する精勤の動機付けとすることなどを企図して、これらの者にB社のストックオプションを付与する制度(以下「本件ストックオプション制度」という。)を有している。本件ストックオプション制度に基づき付与されたストックオプションについては、被付与者の生存中は、その者のみがこれを行使することができ、その権利を譲渡し、又は移転することはできないものとされている。上記ストックオプションの権利行使期間は付与日から10年間とされているが、被付与者とB社グループとの雇用関係が終了した場合には、原則として、その終了の日から15日間に限りこれを行使することができるものとされている。また、上記ストックオプションの被付与者は、付与日から6か月間はその勤務を継続することに同意するものとされている。

(3) Xは、A社在職中に、本件ストックオプション制度に基づき、B社との間で、ストックオプション付与契約(以下「本件付与契約」という。)を締結し、ストックオプション(以下本件ストックオプションという。)を付与された。その際、上告人は、B社との間で、本件ストックオプションについて、その付与日から1年を経過した後に初めてその一部につき権利を行使することが可能となり、その後も一定期間を経た後に順次追加的に権利を行使することが可能となる旨の合意をした。

(4) Xは、平成8年から同10年までに、本件ストックオプションを行使し、それぞれの権利行使時点におけるB社の株価と所定の権利行使価格との差額に相当する経済的利益として、同8年中に約4000万円、同9年中に1億5000万円、同10年中に1億6000万円の権利行使益(以下、併せて「本件権利行使益」という。)を得た。

(5) Xは、本件権利行使益が所得税法34条1項所定の一時所得に当たるとして、平成8年分から同10年分までの所得税について、それぞれその税額を計算して確定申告を提出したところ、Y税務署長(被告、控訴人、被上告人)は、本件権利行使益が同法28条1項所定の給与所得に当たるなどとして、上記各年度の所得税につき増額更正をした。その後、異議決定により、同8年分の所得税に係る増額更正の一部を取消された(以下、平成8年から同10年分までの所得税の増額更正のうち、同8年分の異議決定により取消された後のものを「本件各更正」)。

(6) 本件は、Xが本件各更正は本件権利行使益の所得税法上の所得区分を誤るものであるとして、本件各更正のうち本件権利行使益を一時所得として計算した税額を超える部分の取消しを求めている事案である。

なお、第一審判決⁸⁸⁾は、本件権利行使益を一時所得に当たるとし、本件各更正は取消された。これに対して、控訴審判決⁸⁹⁾は、本件権利行使益を給与所得に当たるとして、原判決を取消している。

二 判示内容

最高裁判所は、以下のように判示し、上告を棄却した。「前記事実関係によれば、本件ストックオプション制度に基づき付与されたストックオプションについては、被付与者の生存中は、その者のみがこれを行使することができ、その権利を譲渡し、又は移転することはできないものとされているというのであり、被付与者は、これを行使することによって、初めて経済的な利益を受けることができるものとされているということができる。そうであるとすれば、B社は、上告人に対し、本件付与契約により本件ストックオプションを付与し、その約定に従って所定の権利行使価格で株式を取得させたことによって、本件権利行使益を得させたものであるということができるから、本件権利行使益は、B社から上告人に与えられた給付に当たるものとを否定することはできない。

ところで、本件権利行使益は、上告人が代表取締役であったA社からではなく、B社から与えられたものである。しかしながら、前記事実関係によれば、B社は、A社の発行済み株式の100%を有している親会社であるというのであるから、B社は、A社の役員の人事権等の実権を握ってこれを支配しているものとみることができるのであって、上告人は、B社の統括の下にA社の代表取締役としての職務を遂行していたということができる。そして、前記事実関係によれば、本件ストックオプション制度は、B社グループの一定の執行役員及び主要な従業員に対する精勤の動機付けとすることなどを企図して設けられているものであり、B社は、上告人が上記のとおり職務を遂行しているからこそ、本件ストックオプション制度に基づき上告人との間で本件付与契約を締結して上告人に対して本件ストックオプションを付与したものであって、本件権利行使益が上告人が上記のとおり職務を遂行したことに対する対価としての性質を有する経済的利益であることは明らかというべきである。そうであるとすれば、本件権利行使益は、雇用契約又はこれに類する原因に基づき提供された非独立的な労務の対価として給付されたものとして、所得税法28条1項所定の給与所得に当たるといふべきである。所論引用の判例は本件に適切ではない。」

88 東京地方裁判所平成15年8月26日判決（判例タイムズ1129号285頁。判例時報1838号52頁。）。

89 東京高等裁判所平成16年2月19日判決（判例タイムズ1167号185頁。判例時報1858号3頁。）。

第四節 平成17年1月25日最高裁判所判決の意義

一 所得の年度帰属の問題に対する判断

本章第二節では、平成17年判決以前の所得の年度帰属の問題に対する地裁及び高裁、並びに、学者や実務家等の見解がどのようなものであったのかを、権利付与段階、権利行使条件の成就段階、権利行使段階の三段階に分けてみてきた。ここでは、平成17年判決が所得の年度帰属の問題に対してどのような判断を示したのかをみていく。

平成17年判決は「事実関係によれば、本件ストックオプション制度に基づき付与されたストックオプションについては、被付与者の生存中は、その者のみがこれを行行使することができ、その権利を譲渡し、又は移転することはできないものとされているというのであり、被付与者は、これを行行使することによって、初めて経済的な利益を受けることができるものとされているということができる。」と判示し、事実関係から権利行使段階より前の段階における課税に否定的な見解を示したものと理解される。

平成17年判決におけるストック・オプションの特徴としては、事実関係の概要から、①「被付与者の生存中は、その者のみがこれを行行使することができ、その権利を譲渡し、又は移転することはできないもの」、②「ストックオプションの被付与者は、付与日から6か月間はその勤務を継続することに同意するもの」であることがわかる。すなわち、平成17年判決におけるストック・オプションは、①「譲渡制限」と②「継続勤務」という2つの特徴を指摘することができる⁹⁰。

したがって、平成17年判決はストック・オプションの2つの特徴のうち、①「譲渡制限」に着目し、「譲渡制限」がふされたストック・オプションについては、権利行使段階における課税が妥当であるとしたものである。

二 平成17年1月25日最高裁判所判決以前の議論との比較検討

平成17年判決は、「譲渡制限」が付されたストック・オプションについては、権利行使段階において「初めて経済的な利益を受けることができるもの」であるとしている。したがって、「譲渡制限」が付されたストック・オプションの権利行使益を、権利行使段階において「収入すべき金額」と捉えているものと思われる（所得税法36条第2項、第1項）。この点は、平成17年判決の第二審判決である平成16年判決と同様であり、平成16年判決ではさらに詳しくこの点を判示している。

平成16年判決は、最高裁判所昭和49年3月8日判決⁹¹を引用し、所得税法36条第1項が、「現実の収入がなくとも、その原因たる権利が確定的に発生した場合には、その時点で所得の実現があったものとして、課税所得を計算するという、いわゆる権利確定主義を

90 平成14年判決におけるストック・オプションも「譲渡制限」と「継続勤務（従業員が退職した場合には、退職時点において権利行使可能となった株式数を限度として行使可能としている）」という2つの特徴を有していた。

91 最高裁判所民事判例集28巻2号186頁。

採用したものと解される」ことから、「譲渡制限」が付されたストック・オプションが付与されただけでは、「現実収入」にも「現実の収入の原因となる権利」にも当らず、「権利行使時が課税の時期となるべきである。」としている。

一方、平成14年判決は、ストック・オプション付与後における長期的就労による貢献を期待し、その対価として与えられたものと考えた場合には、「収入金額は、本件ストックオプションを取得した時における価額、すなわち、オプション価格となるはずである（所得税法36条2項、1項。なお、前示のとおり、所得税法施行令84条の規定は、本件ストックオプションには適用されない。）」としていた。また、平成15年判決は、「法的な権利の確定という観点からは、少なくとも一定期間の就労等の停止条件が成就して権利行使が可能となった時点には、ストック・オプション自体の権利が確定したものということができる」としている。

課税所得の年度帰属の問題に対する裁判所の見解は、いわゆる権利確定主義を採用しているといわれる所得税法36条を前提としているにもかかわらず、平成14年判決及び平成15年判決と平成16年判決及び平成17年判決では全く異なる結論が導き出されたこととなる。第3章では、権利確定主義をめぐる議論を概観していく。その上で、ストック・オプションの課税所得の年度帰属の問題について論じていくこととする。

第三章 権利確定主義をめぐる学説と判例の動向

第一節 権利確定主義めぐる学説の動向

一 所得税法36条と権利確定主義

所得税法36条は、「その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額（金銭以外のもの又は権利その他経済的な利益をもって収入する場合には、その金銭以外のもの又は権利その他経済的な利益の価額）とする。」としている。

ここで、「収入すべき金額」とは、昭和40年9月8日最高裁判所判決⁹²において「収入すべき権利の確定した金額」であるとされた。また、昭和49年3月8日最高裁判所判決では、「同法⁹³は、現実の収入がなくても、その収入の原因たる権利が確定的に発生した場合には、その時点で所得の実現があつたものとして、右権利発生の時期の属する年度の課税所得を計算するという建前（いわゆる権利確定主義）を採用しているものと解される。」としている。権利確定主義を採用する理由としては、昭和53年2月24日最高裁判所判決⁹⁴で、「課税にあたって常に現実収入のときまで課税することができないとしたのでは、納税者の恣意を許し、課税の公平を期しがたいので、徴税政策上の技術的見地から、収入の原因となる権利の確定した時期をとらえて課税することとしたものである」と説明されている。

金子教授も「所得の年度帰属については、原則として権利確定主義が妥当と解すべき」であるとし、その理由として、「第一に、今日の経済取引においては、信用取引が支配的であるから、例え現実収入がなくても、収入すべき権利が確定すれば、その段階で所得の実現があつたと考えるのが合理的であること、第二に、現金主義のものとは、租税を回避するため、収入の時期を先に引きのばし、あるいは人為的にその時期を操作する傾向が生じやすきこと」が挙げられている⁹⁵。

前章の第三節、第二項において述べたように、ストック・オプションについての近年の争いにおいても、この権利確定主義を前提として、所得の年度帰属の問題を捉えていた。しかしながら、権利確定主義を前提としつつ、その結論は異なるものであったことも前述したとおりである。そこで、ストック・オプションの所得の年度帰属の問題については権利確定主義の内容をみていく必要がある。次項においては、権利確定主義の内容を概観し

92 最高裁判所刑事判例集19巻6号630頁。

93 昭和22年の全文改正より所得税法に規定された所得税法10条第1項のことであり、現行の所得税法36条第1項は、その規定を引き継ぐとともに、「別段の定め」について各種の規定の整備を図ったものである。植松守雄「収入金額（収益）の計上時期に関する問題—『権利確定主義』をめぐって」租税法研究8号33頁（1980年）を参照。

94 最高裁判所民事判例集32巻1号43頁。

95 金子宏『租税法』（第9版）241頁（2003年・弘文堂）を参照。

ていく。

二 権利確定主義をめぐる議論

所得税法36条第1項では、「収入した金額」ではなく、「収入すべき金額」としていることから、「現金主義を排し、発生主義を採用する旨を明らかにしている⁹⁶。」ものと解されている。また、所得は「客観的に担税力の存在を推定させるような物・行為または事実でなければならない⁹⁷」とされていることから、「所得税法は、すべての所得は実現と同時に課税対象たる所得となると考えている⁹⁸」と解されている。ここで、「実現」時期はいつなのかという、「収入すべき金額」の計上時期の判定が問題となってくるが、前項で述べたように、「計上すべき金額」の計上時期の判定基準とされているのが権利確定主義であるということが、判例及び学説により示されている。

しかしながら、権利確定主義は「権利の確定時期がいつかということについての明確な基準はなく、また権利確定主義の妥当する範囲についても明らかではない⁹⁹」ものであり、「収入金額（収益）の計上時期の問題については、法律の明文規定を欠いたまま、国税通達が詳しい定めをし、現実の税務処理は、それを中心に動いている¹⁰⁰」という実情にあることから、「税法上の収益計上基準が、リーガル・テストではなく、会計上の「発生主義」・「実現主義」であると考えて、何らさしつかえはない¹⁰¹。」として、権利確定主義に対する否定的な見解もある。

このような、権利確定主義に対する否定的な見解に対し、金子教授は、「実現主義が訴訟の場面において、法的分析の道具として十分に役立つのか¹⁰²」という点を指摘されており、結論として「所得ないし収益の実現時期の判定に関する何らかの法的な基準の必要性は依然として否定できない¹⁰³。」とされている。

96 金子宏「所得の年度帰属—権利確定主義は破綻したか」『所得概念の研究』282頁（1995年）を参照。

97 金子宏『租税法』（第9版）165頁（2003年・弘文堂）を参照。

98 金子宏「所得の年度帰属—権利確定主義は破綻したか」『所得概念の研究』284頁（1995年）を参照。

99 田中治「税法における所得の年度帰属—権利確定主義の理論と機能」大阪府立大学経済研究32巻2号162頁（1987年）を参照。

100 植松守雄「収入金額（収益）の計上時期に関する問題—『権利確定主義』をめぐって」租税法研究8号30頁（1980年）を参照。

101 植松守雄「収入金額（収益）の計上時期に関する問題—『権利確定主義』をめぐって」租税法研究8号104頁（1980年）を参照。

102 金子宏「所得の年度帰属—権利確定主義は破綻したか」『所得概念の研究』296頁（1995年）を参照。

103 金子宏「所得の年度帰属—権利確定主義は破綻したか」『所得概念の研究』297頁（1995年）を参照。

三 権利確定主義と管理支配基準

権利確定主義とは、「外部の世界との間で取引が行われ、その対価を收受すべき権利が確定した時点をもって所得の実現の時期とする見方¹⁰⁴」として説明される。また、権利確定主義の下では、「権利確定時は契約成立時か、資産の引渡しまたは役務の提供の時か、あるいは資産の引渡し等により相手方が同時履行の抗弁権を失った時か、というように、取引の諸過程について法的に意味のある時点を抑えて権利確定の有無が判断される¹⁰⁵。」こととなる。

ところが、すべての所得の年度帰属に対して、権利確定主義が妥当な判断基準とされるわけではない。昭和46年11月9日最高裁判所判決¹⁰⁶では、「制限超過の利息・損害金については、約定の履行期が到来しても、なお未収であるかぎり、旧所得税法一〇条一項にいう「収入すべき金額」に該当せず、これが被課税所得を構成しない」と判示しているが、このような基礎となる約定自体が無効であるような利得に対して、その所得の年度帰属を権利確定主義より判断することは不可能なことである。

このような場合に、所得の年度帰属をどのように考えるべきかが問題となるが、金子教授は、「権利の確定という「法的基準」ですべての場合を律するのは妥当ではなく、場合によっては、利得が納税者のコントロールのもとに入ったという意味での「管理支配基準」を適用するのが妥当¹⁰⁷」であるとしている。したがって、管理支配基準が適用される場合とはどのような場合なのかということと、管理支配基準と権利確定主義の関係性が、ストック・オプションの所得の年度帰属を考えるに当たっても重要となってくる。

四 管理支配基準が適用される場合

管理支配基準が用いられる状況としては2つに場合分けされる¹⁰⁸。すなわち、「権利の確定がそもそも考えられない場合（無効な利得の場合）と、権利確定主義が取引の状況に適合しない場合（農地の譲渡につき知事の許可が遅れた場合等）」である。

①「権利の確定がそもそも考えられない場合」には、権利確定主義ではそもそも説明ができない。したがって、このような場合には、管理支配基準が所得の年度帰属についての判断基準となる。このような場合に、管理支配基準が適用された例としては、前項で挙げ

104 金子宏「所得の年度帰属—権利確定主義は破綻したか」『所得概念の研究』284頁（1995年）を参照。

105 田中治「税法における所得の年度帰属—権利確定主義の理論と機能」大阪府立大学経済研究32巻2号169頁（1987年）を参照。

106 最高裁判所民事判例集25巻8号1120頁。

107 金子宏『租税法』（第9版）242頁（2003年・弘文堂）を参照。

108 金子宏「所得の年度帰属—権利確定主義は破綻したか」『所得概念の研究』303頁（1995年）を参照。なお、田中教授は、①違法所得に対する課税に関して用いられる場合、②権利確定に現金收受が先行する場合、③「権利」型の論理と「支配」型の論理とが重なり合う場合が挙げられている（田中治「税法における所得の年度帰属—権利確定主義の理論と機能」大阪府立大学経済研究32巻2号170頁（1987年）を参照。）。

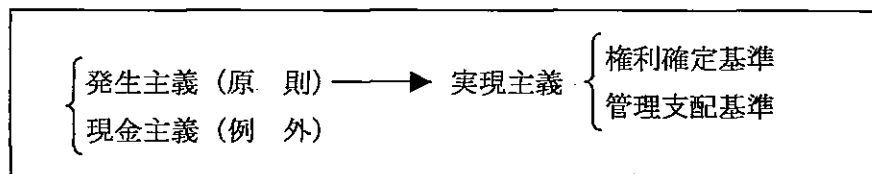
た昭和46年11月9日最高裁判所判決が挙げられる。

②「権利確定主義が取引の状況に適合しない場合」の例としては、昭和60年4月18日最高裁判所判決¹⁰⁹が挙げられる。この判決は、農地に対する譲渡所得の帰属年度について第二審判決を支持し、上告を棄却したものである。第二審判決である昭和56年2月27日名古屋高等裁判所判決¹¹⁰では、「旧所得税法がいわゆる権利確定主義を採用したのは、課税に当たって常に現実収入のときまで課税することができないとしたのでは、納税者の恣意を許し、課税の公平を期しがたいので、徴税政策上の技術的見地から、収入の原因となる権利の確定した時期をとらえて課税することにしたものであることにかんがみれば、農地の売買について農地法所定の知事の許可のある前であっても、すでに契約に基づき代金を收受し、所得の実現があったとみることができる状態が生じたときには、その時期の属する年分の収入金額として所得を計算することは違法ではないというべきである。」と判示している。金子教授は、昭和60年4月18日最高裁判所判決から、「農地の譲渡について知事の許可が必要な場合には、権利確定主義を適用すれば、知事の許可がなされるまでは所得の実現はありえない。しかし、知事の許可に先立ち引渡と代金の授受が完了し、譲渡人が自らそれを所得として申告しているような場合には、管理支配基準を適用してよいであろう¹¹¹。」と述べられている。

管理支配基準が所得の帰属年度を決定する際の基準となることで、権利確定主義のみが所得の帰属年度を決定する際の基準とされる場合よりも、ある利得が所得とされる余地は広がることとなる（図表2を参照）。田中教授は、「一般に、この二つの論理¹¹²を組み合わせることによって、収入を計上すべき余地は広がるものといえる¹¹³。」と述べている。

しかし、金子教授は、管理支配基準は租税法律関係を不安定にするおそれがあることは、否定できないものであるから、その適用に当たっては、厳格な要件の下に、例外的な場合にのみ認められるべきであろうとしている¹¹⁴。

図表2¹¹⁵ 所得の年度帰属の決定に際しての基準



109 訴訟月報31巻12号3147頁。税務訴訟資料145号65頁。

110 訴訟月報27巻5号1015頁。税務訴訟資料116号469頁。

111 金子宏「所得の年度帰属—権利確定主義は破綻したか」『所得概念の研究』303頁（1995年）を参照。

112 田中教授は、「権利」型の論理と「支配」型の論理として説明されている。

113 田中治「税法における所得の年度帰属—権利確定主義の理論と機能」大阪府立大学経済研究32巻2号171頁（1987年）を参照。

114 金子宏「所得の年度帰属—権利確定主義は破綻したか」『所得概念の研究』303頁（1995年）を参照。

115 金子宏「総論—権利確定主義は破綻したか—」『所得の年度帰属』日税研論集第22巻21頁（1992年）を参照。

第二節 「譲渡制限」が付されたストック・オプションに係る所得の年度帰属

一 管理支配基準の適用可能性

平成17年判決は、「譲渡制限」が付されたストック・オプションについては、権利行使段階において「初めて経済的な利益を受けることができるもの」であるとしていた。また、平成16年判決は、所得税法36条第1項が権利確定主義を採用したものであることを説明した上で、権利行使時が課税の時期となるべきであると判示した。したがって、「譲渡制限」が付されたストック・オプションについての「収入すべき金額」とは、ストック・オプションの権利行使段階における権利行使益であり、その基準として権利確定主義が採用されているものであるといえる。

しかし、権利行使段階より前の段階において、管理支配基準により所得が計上される余地はないのであろうか。

管理支配基準が適用される場合には、「権利の確定がそもそも考えられない場合」と「権利確定主義が取引の状況に適合しない場合」とがあった。「譲渡制限」が付されたストック・オプションについては、違法所得のようなものではないことから、「権利の確定がそもそも考えられない場合」には当たらない。平成16年判決と平成17年判決が権利確定主義を前提に所得の年度帰属を判断していると解されることから、「権利の確定がそもそも考えられない場合」に当たらないことは明らかである。

では、「権利確定主義が取引の状況に適合しない場合」には該当する可能性はないのであろうか。そこで、以下では一般に権利が確定したと考えられる時点よりも前の時点において、ある利得が所得として計上されたケースをみていく。

二 権利確定時よりも前の時点において所得が計上されるケース

昭和53年2月24日最高裁判所判決¹¹⁶（以下、「昭和53年判決」という。）は、管理支配基準に基づき所得の実現があったと解されたケースとして紹介されるものであり¹¹⁷、一般的に「契約が成立してその履行がなされ、または継続的役務提供契約に基づいて役務の提供がなされている場合において、その対価について争いが生じた場合には、その争いが和解なり権利確定判決なりを通じて最終的に結着したときに権利が確定する（unconditional claim of right）と解すべきであろう。しかし、もしこの場合に、たとえば

116 最高裁判所民事判例集32巻1号43頁。

117 金子宏「所得の年度帰属—権利確定主義は破綻したか」『所得概念の研究』303頁（1995年）、金子宏『租税法』（第9版）242頁（2003年・弘文堂）、田中治「税法における所得の年度帰属—権利確定主義の理論と機能」大阪府立大学経済研究32巻2号184頁（1987年）を参照。植松守雄「収入金額（収益）の計上時期に関する問題—『権利確定主義』をめぐって」租税法研究8号94頁（1980年）では、「権利確定主義」のフレームでは受け切れないケースとして挙げられている。

下級審裁判所の仮執行宣言付裁判に基づいて最終的な結着に先立ち対価の全部または一部が支払われたような場合には、管理支配基準に基づきその時点で所得の実現があったと解してよい¹¹⁸⁾ものであるとする具体例として挙げられるものである。

しかし、最高裁判所判決にいたる、第一審判決である昭和45年7月15日仙台地方裁判所判決¹¹⁹⁾（以下、「昭和45年判決」という。）並びに第二審判決である昭和50年9月29日仙台高等裁判所判決¹²⁰⁾（以下、「昭和50年判決」という。）は、その所得の年度帰属の問題に対する判断が大きく異なる点も特色として指摘されていることから¹²¹⁾、ここでは詳しく、事実の概要を紹介し、各裁判所の判断がどのように異なるかを検討し、その上で昭和53年2月24日最高裁判所判決の意義を考察していく。

① 事実の概要

(1) 納税者X（原告・控訴人・被上告人）は、訴外Aに対し、Xが所有する土地を賃貸していたが、昭和30年8月、訴外Aに対し、同年9月以降の賃料を増額する旨の意思表示をしたところ、Aがこれを争ったので、賃料増額の請求等の訴えを提起した。

(2) この訴えに対し、仙台高等裁判所では、訴外Aに対し、担保を供することを条件とする仮執行宣言付判決（以下、「別件第二審判決」という。）を言い渡した。訴外Aは、更に、上告したが、最高裁判所は、上告棄却の判決を言い渡し、別件第二審判決は確定した。

(3) 被上告人は、上告審に係属中の昭和37年及び昭和39年に、訴外Aから一定の金員の支払を受けており、別件第二審判決が認めた各債権の弁済に充当された。

(4) 税務署長Y（被告・被控訴人・上告人）は、Xが受領した上記金員は、それを受領した各年分の収入金額として計上されるべきであるとして、Xに対し、昭和41年3月12日付けで、所得税にかかる各更正及びこれに伴う各過少申告加算税の賦課処分（以下、「本件各処分」という。）をした。

(5) 本件は、Xが本件各処分を違法であるとして、その取消を求めた事案である。

② 昭和45年7月15日仙台地方裁判所判決

昭和45年判決は、旧所得税法10条第1項が「収入すべき金額」と規定する趣旨を「現実の収入に対してのみ課税することから生じる不公平を避けるとともに、課税対象とされるべき収入は担税力を基礎付けるような確実な経済的利益でなければならないとするところにある」とし、「収入すべき金額」とは収入すべき権利の確定した金額と解されるもの

118 金子宏「所得の年度帰属—権利確定主義は破綻したか」『所得概念の研究』303頁（1995年）、金子宏『租税法』（第9版）242頁（2003年・弘文堂）を参照。

119 訴訟月報16巻11号1353頁。税務訴訟資料60号62頁。

120 訴訟月報21巻11号2383頁。税務訴訟資料82号796頁。

121 植松守雄「収入金額（収益）の計上時期に関する問題—『権利確定主義』をめぐって」租税法研究8号93頁（1980年）を参照。

であり（いわゆる権利確定主義）その確定の時期は右に述べた趣旨から合理的に定められるべきもの」であるとした。

上記のような前提から、「当事者間に権利の在否ないし範囲について争いのある係争中の権利についてはその実現に困難があつて、判決未決定の段階ではまだ担税力を備えた経済的利益とみることとはできないから、単にその法律要件が成立した時期（すなわち原告主張の賃料増額意思表示の時あるいは賃料相当損害賠償請求成立の時期）をもつて所得税法上の権利確定の時期とみることとはできず、また仮執行宣言付判決を取得しても当事者は必ずしもその執行をなすものでもなく、担保を条件とされている場合等その他事情によつては判決確定前の執行はこれを控えることもあるのであつて、現実に執行をなした場合はともかく、仮執行宣言付判決の言渡があつたのみでは、いまだ所得税法上の権利の確定があつたとみることとはできない。」とする一方、「現実の支払があつた場合は、課税対象となるべき経済的利益を享受しうることが確実であり、かつ担税力に欠けるところはないから（後に敗訴によって不当利得返還請求を受ける可能性は、現に履行を受けた時点での利益の享受を妨げるものではない。）その時点をもつて収入すべき権利が確定したと認めることができる。」と判示し、原告の請求を棄却した。

③ 昭和50年9月29日仙台高等裁判所判決

昭和50年判決は、旧所得税法10条が、「収入すべき金額」による旨規定し、「収入した金額とは規定しておらず、その収入の原因となる権利が確定的に発生した時点で所得の実現があつたとする建前（権利確定主義）を採用しているもの」と解されることから、「金員の支払時期をもつて直ちに収入金額の帰属年度を決定することはできず」、「金員の支払の原因である権利の確定時期について考察しこれにしたがって収入金額の帰属年度を決定しなければならない。」とした。

上記のような前提から、「仮執行宣言付判決に対する上訴提起後に支払われた金員は、それが全くの任意弁済であると認めるに足りる特別の事情がない限り、民訴法一九八条二項¹²²にいう「仮執行宣言ニ基ツキ被告ガ給付シタルモノ」にあたると解すべきである」とし、「仮執行宣言に基づく給付にかかるものである以上、右金員の支払は、仮の弁済であつて、他日本案判決が破棄されないことを解除条件とする暫定的なものにすぎないと解するのが相当」とした上で、控訴人に支払われた増額賃料については、「その支払の原因である第二審判決の認容した各権利確定時の収入金額とするのが相当である」と判示し、第一審判決を破棄した。

④ 昭和53年2月24日最高裁判所判決

昭和53年判決では、旧所得税法10条第1項が「収入すべき金額」によるとしていることから考えると、同法は、現実の収入がなくても、その収入の原因となる権利が確定し

¹²² 現在の民事訴訟法260条第2項に当たる。

た場合には、その時点で所得の実現があつたものとして右権利確定の時期の属する年分の課税所得を計算するという建前（いわゆる権利確定主義）を採用しているものと解される」が、「収入の原因となる権利が確定する時期はそれぞれの権利の特質を考慮し決定されるべき」ものであるとした。また権利確定主義の採用理由として、「課税にあたって常に現実収入の時まで課税することができないとしたのでは、納税者の恣意を許し、課税の公平を期しがたいので、徴税政策上の技術的見地から、収入の原因となる権利の確定した時期をとらえて課税することとしたものである」としている。

上記のような前提から、「賃料増額請求にかかる増額賃料債権については、それが貸借人により争われた場合には、原則として、右債権の存在を認める裁判が確定した時にその権利が確定するものと解するのが相当である。」とする一方で、「増額賃料債権又は契約解除後の賃料相当の損害賠償請求権についてなお係争中であつても、これに関しすでに金員を收受し、所得の実現があつたとみることができる状態が生じたときには、その時期の属する年分の収入金額として所得を計算すべきものであることは当然であり、この理は、仮執行宣言に基づく給付として金員を取得した場合についてもあてはまるものといわなければならない。」と判示し、第二審判決を破棄した。

⑤ 各級判決の比較検討

②から④では、各級判決の内容をみてきた。ここでは、これら判決の内容が、「権利確定主義」あるいは、「管理支配基準」からどのように説明付けられたのかという視点で、各級判決の比較検討を行っていくこととする。

昭和45年判決は、権利確定主義の趣旨から、当事者間に権利の在否ないし範囲について争いのある係争中の権利について、その支払があつた場合には、その時点をもって収入すべき権利が確定したと認めることができるとした。

昭和50年判決は、旧所得税法10条第1項が権利確定主義を採用しているという規定内容から、当事者間に権利の在否ないし範囲について争いのある係争中の権利について、その支払があつた場合には、その支払の原因である第二審判決の認容した各権利確定時の収入金額とするのが相当であるとした。

昭和53年判決は、旧所得税法10条第1項が権利確定主義を採用しているという規定内容と、その権利確定主義の採用理由から、当事者間に権利の在否ないし範囲について争いのある係争中の権利について、その支払があつた場合には、所得の実現があつたものとみることができるとした。

このように、各級判決の内容は、すべて権利確定主義を前提としつつも、その考え方や結論に違いが生じていることがわかる。この点が、植松守雄氏が「権利確定主義」のフレームでは受け切れない」と指摘されている点であり、また、金子教授が管理支配基準の具体的適用例として挙げられている一つの理由であると思われる。

また、昭和53年判決が、所得の実現があつたとみることができる状態が生じたときに

は、その收受した金員を収入金額として所得を計算すべきものであることは当然であると
した点について、田中教授は、「権利確定主義の趣旨、目的は、現金主義を排し、あるいは
現金收受の時点を通算時期から除くことを正当化する論理としてしばしば用いられてきた
のであって、そうであるならば、本件における金員の收受の時点は、当然に通算時期とは
なりえない¹²³」と指摘され、本判決を「権利」型の論理と「支配」型のそれを混用¹²⁴し
ていると評している。

⑥ 昭和53年2月24日最高裁判所判決の意義

昭和53年判決は、「賃料増額請求に係る増額賃料債権の権利確定時は、その在否をめぐ
って紛争状態にある場合には、その原則として、当該債権の存在を認める裁判の確定時で
あるとの一般的通算基準を示し¹²⁵」たものと説明されるものである。

ただし、昭和53年判決は、権利確定主義の採用理由から、当事者間に権利の在否ない
し範囲について争いのある係争中の権利については、「これに関しすでに金員を收受し、所
得の実現があつたとみることが出来る状態が生じたときには、その時期の属する年分の収
入金額として所得を計算すべき」であるとしたために、学説から前述のような否定的な見解
が示されているものである。

したがって、昭和53年判決は、管理支配基準の適用例として学説により説明されるも
のであり、一般に権利が確定したと考えられる時点よりも前の時点において、ある利得が
所得として通算されたものの具体例として意義がある。

三 昭和53年2月24日最高裁判所判決との比較検討（管理支配基準の採用理由から）

「譲渡制限」が付されたストック・オプションに係る所得の年度帰属について争われた、
第二章でみてきたケースと、一般的な権利確定時よりも前の時点において所得が通算され
た、本章第二項でみてきたケースは、その各級判決の過程において、権利確定主義を前提
としつつも、その所得の年度帰属の問題に対する結論が異なっていることが類似している。
そこで、この項では、「譲渡制限」が付されたストック・オプションに係る所得の年度帰属
を、昭和53年判決との比較から、管理支配基準を適用する余地がなかったのかを考察し
ていく。すなわち、権利行使段階よりも前の段階において、管理支配基準により所得が通
算される余地がなかったのかを考察していくことを目的とする。また、この考察に当たっ
ては、管理支配基準の採用理由という観点から行っていくものとする。

123 田中治「税法における所得の年度帰属—権利確定主義の理論と機能」大阪府立大学経済研究32巻2号185頁（1987年）を参照。

124 田中治「税法における所得の年度帰属—権利確定主義の理論と機能」大阪府立大学経済研究32巻2号185頁（1987年）を参照。

125 田中治「税法における所得の年度帰属—権利確定主義の理論と機能」大阪府立大学経済研究32巻2号183頁（1987年）を参照。

昭和53年判決はそもそも、権利確定主義の採用理由から、一般的な権利確定時よりも前の時点において所得を計上することを妥当と判断しているものである。ここで、昭和53年判決が示した権利確定主義の採用理由とは、「課税にあたって常に現実収入の時まで課税することができないとしたのでは、納税者の恣意を許し、課税の公平を期しがたいので、徴税政策上の技術的見地から、収入の原因となる権利の確定した時期をとらえて課税する」必要があるためと説明されている。すなわち、権利確定主義の採用理由を納税者の恣意性を排除し、課税の公平性を担保する点を重視していると思われる。

しかしながら、金子教授は権利確定主義の採用理由を、「第一に、今日の経済取引においては、信用取引が支配的であるから、例え現実収入がなくても、収入すべき権利が確定すれば、その段階で所得の実現があったと考えるのが合理的であること、第二に、現金主義のものとは、租税を回避するため、収入の時期を先に引きのぼし、あるいは人為的にその時期を操作する傾向が生じやすきこと¹²⁶」説明されているように、権利確定主義は一般的には、納税者の恣意性を排除するために、「現金收受の時点を経済取引から除くことを正当化する論理¹²⁷」として採用されるものである。したがって、昭和53年判決は、「権利確定主義が取引の状況に適合しない場合」についても、権利確定主義の採用理由から、現金の支払時点を所得の計上時点として説明しようとしたために、「論理整合性に欠けるもの¹²⁸」となってしまったのである。

そこで、昭和53年判決が、管理支配基準を採用したものとして考えた場合には、その採用条件としていくつかの示唆を受けることができるものと思われる。すなわち、「権利確定主義が取引の状況に適合しない場合」については、管理支配基準を採用する可能性が生じ、管理支配基準の採用に当たっては、納税者の恣意性の排除と、課税の公平性を担保するという観点から、「債権者が金額を支配しうる段階で課税できる¹²⁹」ものであるといえる。

このような管理支配基準の採用理由から、「譲渡制限」が付されたストック・オプションに係る所得の年度帰属について、権利行使段階よりも前の段階において所得が計上される余地がなかったのだろうか。

まず、「譲渡制限」が付されたストック・オプションの権利行使により取得する権利行使益が、「権利確定主義が取引の状況に適合しない場合」に当たるか否かであるが、平成17年判決が、「譲渡制限」が付されたストック・オプションについては、権利行使段階において「初めて経済的な利益を受けることができるもの」であるとし、平成16年判決が、権利確定主義を前提として、「権利行使時が課税の時期となるべきである。」としていること

126 金子宏『租税法』（第9版）241頁（2003年・弘文堂）を参照。

127 田中治「税法における所得の年度帰属—権利確定主義の理論と機能」大阪府立大学経済研究32巻2号185頁（1987年）を参照。

128 田中治「税法における所得の年度帰属—権利確定主義の理論と機能」大阪府立大学経済研究32巻2号185頁（1987年）を参照。

129 水野忠恒『租税法』（第2版）231頁（2005年・有斐閣）を参照。

から、「譲渡制限」が付されたストック・オプションの権利行使により取得する権利行使益が、「権利確定主義が取引の状況に適合しない場合」に当たると解することはできず、管理支配基準を採用する余地はないものと思われる。したがって、管理支配基準を前提として、「譲渡制限」が付されたストック・オプションに係る所得を権利行使段階よりも前の段階において計上する余地はないと考えるべきであろう。

第四章 スtock・オプションに係る所得の年度帰属についての残された課題

第一節 残された課題

一 租税法学者からの指摘から

前項までに見てきたように、「譲渡制限」が付されたStock・オプションに係る所得の年度帰属の問題は、平成17年判決及び、平成16年判決により、権利行使段階における権利行使益が、所得税法36条第1項にいう、「収入すべき金額」となるべきことが示され、それが、権利確定主義を前提としていることから、権利行使段階よりも前の段階において管理支配基準が採用される余地はないことが明らかとなった。

しかしながら、平成17年判決の後において、Stock・オプションに係る所得の年度帰属についての残された課題があることを指摘する論者がいる。

品川教授は、平成17年判決の論評において、今後残された課題として、「商法が新株予約権制度を導入したことにより、同制度を活用したStockオプションが税制上の適格要件の充足とは別に、一層弾力的に運用できるようになった¹³⁰」ために、「新株予約権証券が税法上も有価証券であること（所法2①一七、法法2・二一、証取法2①六）に着目し、発行会社から新株予約権を名目価額である一円等で取得し、当該新株予約権を権利行使時に権利行使相当額で他に売却することが考えられる。そうすると、有価証券の譲渡所得として考えざるを得ないと考えられるが、そうすると、給与所得課税が回避されることになり、Stockオプションの権利行使益を給与所得とする課税体系が崩壊することになる¹³¹。」と述べられている。

また、平成17年判決の以前においても、上記問題意識と同様の点を指摘している論者もいる。

高橋助教授は、平成14年判決の論評において、「Stockオプションを巡って、新株予約権証券が発行された場合のStockオプション付与時課税や擬似Stockオプションの取り扱いとの整合性など、今なお様々な課題がある¹³²」と述べられている。

このように、平成17年判決により、「譲渡制限」が付されたStock・オプションに係る所得の年度帰属は明らかとなったが、「譲渡制限」が付されていないStock・オプションに係る所得の年度帰属については、依然として残された課題があるものといえるのである。

130 品川芳宣「「Stockオプション事件」最高裁判決の論評」税研20巻6号46頁（2005年）を参照。

131 品川芳宣「「Stockオプション事件」最高裁判決の論評」税研20巻6号46頁（2005年）を参照。

132 高橋祐介「Stockオプションの権利行使利益が一時所得とされた事例」税法学549号185頁（2003年）を参照。

二 所在する問題の明確化

商法280条ノ33第1項は、「新株予約権ハ之ヲ他人ニ譲渡スルコトヲ得」と規定し、商法280条ノ34第1項は、「新株予約権ヲ譲渡スルハ新株予約権証券ヲ交付スルコトヲ要ス」としていることから、現行の商法では、証券を発行することにより、新株予約権を譲渡することが可能となっている。

また、証券取引法2条第1項第6号は、「株券、新株引受権証書又は新株予約権証券」を証券取引法上の有価証券としており、所得税法2条第1項第17号が、証券取引法上の有価証券を所得税法上の有価証券と規定している。

ここで、新株予約権証券がストック・オプションとして付与され、権利行使を行わずに、他に譲渡した場合の取り扱いが問題となる。

所得税法施行令84条は、所得税法36条第2項（収入金額）の価額を規定しているものである。所得税法施行令84条第3号には、「商法第二百八十条ノ二十一第一項（新株予約権の有利発行の決議）の決議に基づき発行された同項に規定する新株予約権」については、「当該新株予約権の行使に係る新株の発行価額（当該新株予約権の行使により当該発行人の有する自己の株式の移転を受けた場合には、当該株式の譲渡価額）」と規定していることから、所得税法施行令84条の規定により、当該価額と新株予約権の行使日における価額、すなわち権利行使益が所得税法36条第2項の価額となる。

しかしながら、所得税法施行令84条第3号は、商法280条の21第1項が規定する有利発行の決議に基づき発行された新株予約権について規定しているものであり、譲渡制限の有無による区別はしていないのである。すなわち、新株予約権の譲渡についての取締役会の承認¹³³が付されているか否かは問われていないのである¹³⁴。

したがって、所得税法施行令84条第3号に規定する新株予約権のうち、「譲渡制限」が付されていないストック・オプションについて、その権利行使を行わずに、他に譲渡した場合が想定されるが、その場合の譲渡益に対して譲渡所得課税がなされた場合には、「給与所得課税が回避されることとなり、ストックオプションの権利行使益を給与所得とする課税体系が崩壊する¹³⁵」こととなり、「税務上の取り扱いの混乱が懸念¹³⁶」されている。なお、実務上も、「譲渡制限」が付されていないストック・オプションについて、税務上の取り扱

133 商法280条の20第2項第8号を参照。

134 なお、新株予約権の譲渡について取締役会が承認しなかった場合には、株式の場合（商法204条の5）とは異なり、買受人の指定請求が規定されていないことから、「実質的に譲渡禁止措置を講じたのと同様」（中村信男『ストック・オプションの実務』58頁内藤良祐・藤原祥二編著（2004年・商事法務）を参照。）であるといえる。

135 品川芳宣「「ストックオプション事件」最高裁判決の論評」税研20巻6号44頁（2005年）を参照。

136 高橋祐介「ストックオプションの権利行使利益が一時所得とされた事例」税法学549号184頁（2003年）を参照。

いに対する懸念が示されている¹³⁷。

第二節 「譲渡制限」が付されていないストック・オプションに係る所得の年度帰属

一 管理支配基準の適用可能性

所得税法36条第2項が同条第1項の「収入すべき金額」を「当該物若しくは権利を取得し、又は当該利益を享受する時における価額とする。」と規定していることから、所得税法上の有価証券である、「譲渡制限」が付されていないストック・オプションについては権利付与段階での課税がなされるものと考えられる。

しかしながら、所得税法施行令84条第3号には、「譲渡制限」が付されているか否かが問われていないことは、前述のとおりである。したがって、条文上は「譲渡制限」が付されていないストック・オプションについても、権利行使段階における権利行使益が所得税法36条第1項に規定する「収入すべき金額」となる。したがって、「譲渡制限」が付されていないストック・オプションについて、権利行使せずに、他に譲渡した場合には給与所得課税が回避される結果となる。

このような状況にあつて、はたして条文上の根拠を欠いたまま、「譲渡制限」が付されていないストック・オプションについて、その付与段階において課税がすることは解釈上可能であろうか。

管理支配基準は、「権利確定主義が取引の状況に適合しない場合」に適用される基準であった。昭和53年判決は、一般に権利が確定したと考えられる時点よりも前の時点において、ある利得が所得として計上されたものの具体例であり、学説からは管理支配基準の適用例として紹介されるケースであった。ここで、平成17年判決で示された、「譲渡制限」が付されたストック・オプションの所得の計上時期を、一般に権利が確定したと考えられる時点として捉えることで、管理支配基準の適用という観点から、「譲渡制限」が付されて

137 「新株予約権自体が有価証券として位置づけられ、単独発行が認められたことにより、今後は新株予約権証券が流通し時価が明確になり、新株予約権そのものの価値を目的とした取得を行うようになることも考えられる。そうなった場合には、新株予約権の有利発行を行った場合にその時価と発行価額との差について所得税法36条にいう経済的利益が顕在化したとして、発行時点で課税されることになるであろう。」（荒尾泰則『ストック・オプションの実務』328頁内藤良祐・藤原祥二編著（2004年・商事法務）を参照。）「私見ですが、理屈では新株予約権の「付与時」課税が考えられるものの、取得した新株予約権を直ぐに売却した場合を除き、それを評価して課税するのは実務上困難、しかし、何らかの税トラブルに発展する可能性があるので注意が必要であると考えます。」（税理士法人山田&パートナーズ・優成監査法人・TFPコンサルティンググループ株式会社編『新株予約権の税・会計・法律の実務Q&A』（第3版）107頁（2005年・中央経済社）を参照。）「新株予約権は、市場で取引されることを前提に証券取引法上の有価証券として位置付けられており、今後、譲渡が禁止されず市場等で売買の対象となるようなものも想定されます。」「このような場合には、新株予約権の価格自体の把握も可能になり権利付与時における経済的利益が顕在化されることから、付与時の価額と実際の発行価額との差額について付与時に課税されることも考えられます（所法36②）。」（鳥飼重和・大野木孝之監修『増資・減資・自己株式・新株予約権—法務・税務・会計のすべて 実践企業組織改革③』（第1版）185頁（2004・税務経理協会）を参照。）

いないストック・オプションについては、一般に権利が確定したと考えられる時点よりも前の時点において所得を計上することが解釈上可能であろうか。

次項では、「譲渡制限」が付されていないストック・オプションに対し、管理支配基準を適用する場合を昭和53年判決等と比較検討していく。

二 昭和53年2月24日最高裁判所判決等との比較検討

前章では、昭和53年判決を見てきた。当該判決から、「権利確定主義が取引の状況に適合しない場合」については、管理支配基準を採用する可能性が生じ、管理支配基準の採用に当たっては、納税者の恣意性の排除と、課税の公平性を担保するという観点から、債権者が金額を支配しうる段階で課税できることが理解された¹³⁸。

平成17年判決及び平成16年判決は、「譲渡制限」が付されているストック・オプションについて、権利確定主義の観点から、権利行使段階において課税されるべきことを明らかにした。また、所得税法施行令84条では、商法280条の21第1項が規定する有利発行の決議に基づき発行された新株予約権について、その権利行使益を所得税法36条に規定する「収入すべき金額」として規定している。したがって、「譲渡制限」が付されているストック・オプションについては、条文上も権利確定主義による所得が計上されることとなる。

しかしながら、「譲渡制限」が付されていないという特別な事由がある場合には、ストック・オプションが有価証券として譲渡されることにより、所得分類の変換がなされ、「譲渡制限」が付されている場合と比べ、著しい租税負担額の格差が生じることとなる。したがって、「譲渡制限」が付されていないストック・オプションについても、所得税法施行令84条第3号に基づき、権利行使段階における権利行使益に課税すると考えることには、課税の公平性という観点から問題があり、「権利確定主義が取引の状況に適合しない場合」に該当するというべきである。

次に、債権者が金額を支配しうる段階とはいつか、ということが問題となる。管理支配基準のもとでは、一般的に、「利得が納税者のコントロールのもとに入った¹³⁹」時、あるいは、「既に納税者の管理支配に属し、所得の実現があったとみることができる状態が生じた時¹⁴⁰」に、所得が計上されることとなる。

第三節では、第二章において概観してきた、「譲渡制限」が付されたストック・オプションの所得の年度帰属の問題についての議論との比較から、「譲渡制限」が付されていないストック・オプションの所得の年度帰属の問題について考察していく。

138 水野忠恒『租税法』（第2版）231頁（2005年・有斐閣）を参照。

139 金子宏『租税法』（第9版）241頁（2003年・弘文堂）を参照。

140 水野忠恒『租税法』（第2版）231頁（2005年・有斐閣）を参照。

第三節 ストック・オプションに係る所得の年度帰属

第二章では、「譲渡制限」が付されたストック・オプションの所得の年度帰属の問題についての議論を3つの段階（権利付与段階、権利行使条件の成就段階及び権利行使段階）に分けて概観してきた。ここでは、「譲渡制限」が付されたストック・オプションの所得の年度帰属の問題についての議論との比較から、「譲渡制限」が付されていないストック・オプションの所得の年度帰属の問題について考察していく。

一 権利付与段階における課税

「譲渡制限」が付されたストック・オプションに対して、権利付与段階において課税することは、主として「譲渡制限が付されていることをどのように考えるべきか」、「仮にストック・オプション付与段階における課税が肯定されたとして、収入すべき金額をいくらとすればよいのか」、という2点に問題の焦点が絞られていた¹⁴¹。しかし、「譲渡制限」が付されたストック・オプションは、平成17年判決により、権利行使段階において課税することとされたことから、これらの点については詳細に検討していく必要はなかった。そのため、これら2つの問題について両者を分けた明確な議論はなされていなかったように思われる。

「譲渡制限」が付されていないストック・オプションは、「譲渡制限が付されていることをどのように考えるべきか」について考える必要はないが、「仮にストック・オプション付与段階における課税が肯定されたとして、収入すべき金額をいくらとすればよいのか」については、仮にストック・オプション付与段階における課税が肯定されたとして、収入すべき金額をいくらとすればよいのかという問題（価格評価の問題）と、収入すべき金額の評価が可能である場合にはどのような理由から課税されるべきであるのかという問題（課税すべきであるとする理由）、さらに、収入すべき金額の評価が困難である場合にはどのような理由から課税すべきではないのかという問題（課税すべきでないとする理由）に分けて検討していく必要がある。

① 価格評価の問題

平成16年判決は、擬似ストック・オプションと「譲渡制限」が付されたストック・オプションの違いについて、ワラントが本来的に譲渡性と市場性をもっていることを挙げ、擬似ストック・オプションが権利行使時段階で課税されず、権利付与段階に課税される理由については、将来の権利行使益の現在価値として擬似ストック・オプションの価値が算

141 本論文、14頁を参照。

定されるためであることを説明していた¹⁴²。

「譲渡制限」が付されていないストック・オプションについては、譲渡性があることから、市場による客観的な時価を把握できるか否かが問題となり、市場による客観的な時価を把握できる場合には、ワラントと同様に課税されるべきであろう。

「譲渡制限」が付されていないストック・オプションについては、権利行使段階において、市場による客観的な時価を把握できる場合（価格評価が可能な場合）と、把握できない場合（価格評価が困難な場合）とが考えられる。

価格評価が可能な場合とは、新株予約権証券の価格を市場において客観的な時価として把握することができる場合である。したがって、例え、ストック・オプションの行使による取得予定株式の発行会社が上場している場合であっても、新株予約権証券の価格を市場において客観的な時価として把握することができない状態にあつては、価格評価が可能な場合に該当しない。

次に、価格評価が困難な場合とは、新株予約権証券の価格を市場において客観的な時価として把握することができない場合である。したがって、未上場企業が「譲渡制限」が付されていないストック・オプションを付与した場合には、一般的に、付与段階において新株予約権証券の価格を市場において客観的な時価として把握することができないため、価格評価が可能な場合に該当しない。

② 価格評価が可能な場合には、課税すべきであるとする理由

所得税法施行令84条第3号は、商法280条の21第1項が規定する有利発行の決議に基づき発行された新株予約権について規定している。平成17年判決及び平成16年判決は、「譲渡制限」が付されたストック・オプションを権利確定主義の考え方から、権利行使段階において課税するべきであるとした。したがって、「譲渡制限」が付されたストック・オプションについては、権利行使益に対して課税することが権利確定主義から妥当であつて、所得税法施行令84条第3号により、条文上も権利行使益に課税することが規定されていることとなる。

ここで、「譲渡制限」が付されていないストック・オプションについても、所得税法施行令84条第3号に従った場合には、権利行使益を「収入すべき金額」とすることが、条文上の文言に従った取り扱いとなる。

しかしながら、「譲渡制限」が付されていないストック・オプションを権利行使段階よりも前の時点で他に譲渡した場合には、給与所得課税が行われないこととなり、「譲渡制限」が付されているストック・オプションと比べ、著しい租税負担額の格差が生じることとなる。このような場合には、納税者の恣意性や、課税の公平性という観点から問題があり、「権利確定主義が取引の状況に適合しない場合」に該当するというべきであろう。

では、条文上の根拠を欠いたまま、権利行使段階よりも前の時点において所得を計上し、

142 本論文、第二章、第二節、一（権利付与段階における課税についての議論）を参照。

課税することは解釈上可能であろうか。

管理支配基準は、一般的に、「利得が納税者のコントロールのもとに入った¹⁴³⁾時に所得を計上する基準である。「譲渡制限」が付されていないストック・オプションについても、その所得の年度帰属を管理支配基準により考えた場合には、ストック・オプションから受ける利得が納税者のコントロールのもとに入った時点において課税されることとなる。

したがって、「譲渡制限」が付されていないストック・オプションが、発達した新株予約権証券の市場を有し、いつでも売却可能であるような、ストック・オプションの価格評価が可能な場合に該当する場合には、ストック・オプションからの利得が納税者のコントロールのもとに入ったものとして、管理支配基準の考え方から、課税することが妥当であると解釈すべきであろう。

③ 価格評価が困難な場合には、課税すべきでないとする理由

②で述べたように、「譲渡制限」が付されていないストック・オプションについてその所得の年度帰属を管理支配基準により考えた場合には、ストック・オプションから受ける利得が納税者のコントロールのもとに入った時点において課税されることとなる。

したがって、「譲渡制限」が付されていないストック・オプションが、発達した新株予約権証券の市場を有しておらず、ストック・オプションの価格評価が困難な場合に該当する場合には、ストック・オプションからの利得が納税者のコントロールのもとに入ったものとはいえず、管理支配基準の考え方から、課税することは妥当でないとして解釈すべきであろう。

二 権利行使条件の成就段階における課税

14年判決及び平成15年判決では、法的な権利の確定という観点から、「譲渡制限」の付されたストック・オプションの権利行使条件の成就段階における課税の可能性が示されていた。

しかしながら、権利確定主義の考え方からは、権利行使条件の成就段階において課税することに問題があった。すなわち、「従業員等が権利行使価格に相当する金員を付与会社に提供することで義務の履行が完了し、経済的価値のある株式の引渡しを求める法的権利が確定するものであり、一方、付与会社は同時履行の抗弁権を喪失し、当該株式を引き渡す義務が発生する¹⁴⁴⁾」ものであり、権利行使条件の成就段階において、「そのストック・オプションに係る株式の価格がその権利行使価格を上回っているとしても、従業員等が権利行使価格相当の資金を調達できない場合又は上回っている額の程度によって権利行使を断念

143 金子宏『租税法』(第9版)241頁(2003年・弘文堂)を参照。

144 大淵博義「米国親会社のストック・オプションに係る権利行使利益の所得区分と税法解釈の限界(その2)―日本子会社の従業員等に付与された米国親会社のストック・オプションの権利行使益を一時所得とした東京地裁裁判所を素材として―」税務事例35巻7号3頁(2003年)を参照。

する場合も考えられるところであるから、通常の収益計上時期である権利確定主義又は実現主義による収益計上時期の概念とは異なる側面¹⁴⁵⁾を有していた。

平成17年判決は、ストック・オプションについて①「譲渡制限」と②「継続勤務」という2つの特徴を明らかにした上で、両者のうち、①「譲渡制限」に着目し、「譲渡制限」の付されたストック・オプションについては、「行使することによって、初めて経済的な利益を受けることができる」ものと判示したものである。

「譲渡制限」が付されていないストック・オプションを考えた場合、それ自体を証券として譲渡可能であることから、「従業員等が権利行使価格相当の資金を調達できない場合又は上回っている額の程度によって権利行使を断念する場合」を考慮する必要はなく、平成17年判決のように、「譲渡制限」に着目した考え方は妥当ではない。

一では、「譲渡制限」が付されていないストック・オプションについて、権利付与段階における所得の年度帰属の問題をみてきた。管理支配基準によれば、利得が納税者のコントロールのもとに入った時に所得を計上することとなることから、価格評価が可能な場合には課税すべきであると考えられる。

しかしながら、「譲渡制限」が付されていないストック・オプションに、「継続勤務」の条件が付されている場合には、「継続勤務」の条件が成就した段階において、価格評価が可能な場合に、ストック・オプションからの利得が納税者のコントロールのもとに入った時と考えるべきであろう。

三 権利行使段階における課税

平成16年判決は、「ストック・オプションについては、権利行使益こそが現実収入として課税対象となるべきところ、所得税法36条1項が、所得金額の計算につき、権利確定主義を採用していると解される」とし、平成17年判決は、「譲渡制限」が付されたストック・オプションについては、権利行使段階において、「初めて経済的な利益を受けることができるもの」としてとした。また、所得税法施行令84条は権利行使益に対して課税する旨を規定している。したがって、「譲渡制限」が付されていないストック・オプションに対して権利行使益に課税することは、権利確定主義の考え方からも、条文上も妥当な取扱いであるといえる。

一方、これまでみてきたように、「譲渡制限」が付されていないストック・オプションについては、管理支配基準により課税することが妥当であった。管理支配基準によれば、ストック・オプションから得られる利得が納税者のコントロールのもとに入った時に所得が計上される。したがって、「譲渡制限」が付されていないストック・オプションであっても、

145 大淵博義「米国親会社のストック・オプションに係る権利行使利益の所得区分と税法解釈の限界（その2）－日本子会社の従業員等に付与された米国親会社のストック・オプションの権利行使益を一時所得とした東京地裁裁判所を素材として－」税務事例35巻7号2頁（2003年）を参照。

納税者の判断により自由に売却することができるような発達した新株予約権証券の市場がない場合（価格評価が困難な場合）には、権利行使段階まで課税されず、権利行使により株式を取得した段階において課税すべきであろう。

四 管理支配基準の適用とその限界

権利確定主義の下では、「権利確定時は契約成立時か、資産の引渡しまたは役務の提供の時か、あるいは資産の引渡し等により相手方が同時履行の抗弁権を失った時か、というように、取引の諸過程について法的に意味のある時点を捉えて権利確定の有無が判断される¹⁴⁶。」ことから、「譲渡制限」の付されたストック・オプションについては、3つの段階（権利付与段階、権利行使条件の成就段階及び権利行使段階）に分けて考える必要があった。

一方、管理支配基準のもとでは、一般的に、「利得が納税者のコントロールのもとに入った¹⁴⁷」時、あるいは、「既に納税者の管理支配に属し、所得の実現があったとみることができる状態が生じた時¹⁴⁸」に、所得が計上されるものであった。

したがって、本来、「譲渡制限」の付されていないストック・オプションについて、管理支配基準を適用し、所得の年度帰属の問題を考えていくのであれば、3つの段階（権利付与段階、権利行使条件の成就段階及び権利行使段階）に分けて考えていく必要はなく、ストック・オプションの特徴（本論文では、特徴として「譲渡制限」の有無、「継続勤務」条件の有無及び価格評価の可能性（新株予約権証券の市場性）を考慮している。）を前提に、ストック・オプションから得られる利得がいつ納税者のコントロールのもとに入ったのかを検討していくこととなる。

しかしながら、上記のような管理支配基準の適用については、主として2つの観点から問題点が指摘される。第一に、管理支配基準に限らず、権利確定主義についてもいえることではあるが、これら所得の年度帰属の問題を考える上で拠るべき考え方が、明確な基準を提示してはいないことである¹⁴⁹。この問題に対して、高橋助教授は、規定や過去の判決例から、「現実収入」と「収入の原因となる権利」という2つの区分¹⁵⁰を前提に、ストック・オプションの所得の年度帰属の問題を検討しておられる。

146 田中治「税法における所得の年度帰属—権利確定主義の理論と機能」大阪府立大学経済研究32巻2号169頁（1987年）を参照。

147 金子宏『租税法』（第9版）241頁（2003年・弘文堂）を参照。

148 水野忠恒『租税法』（第2版）231頁（2005年・有斐閣）を参照。

149 高橋祐介「ストックオプションの権利行使利益が一時所得とされた事例」税法学549号181頁（2003年）では、平成14年判決において、「何に対して、いつ課税するのか、というストックオプション課税の根本に関わる問題が提示された」が、「この問題が生じた理由の中には、①所法36条の「収入」の意味が不明なこと、②権利確定基準・管理支配基準をめぐる収入時期の議論が一義的明確な基準を導き出せないこと」が挙げられるとしている。

150 高橋祐介「ストックオプションの権利行使利益が一時所得とされた事例」税法学549号182頁（2003年）では、「現実収入」の例として、金銭及び不動産が、「収入の原因となる権利」として金銭引渡請求権（つまり売掛金などの金銭債権）や資産引渡請求権が挙げられている。

第二に、「管理支配基準は、いろいろの場合に適用しうるが、それが租税法律関係を不安定にするおそれがあること¹⁵¹⁾」が挙げられ、管理支配基準の適用は、「厳格な要件の下に、例外的な場合にのみ認められるべき¹⁵²⁾」ものであり、「譲渡制限」の付されていないストック・オプションに管理支配基準を適用すべき例外的な場合として捉えるべきか否かについては慎重に検討していかなくてはならない。

所得の年度帰属の問題に対して、管理支配基準を適用することには以上のような問題点が指摘され得るが、依然として、管理支配基準からストック・オプションの所得の年度帰属の問題を検討することは意義のあることであろう。すなわち、権利確定主義における議論においても、権利の確定時期がいつかということについて明確な基準がないために、権利確定主義に対する否定的な見解がなされてきたが、「所得ないし収益の実現時期の判定に関する何らかの法的な基準の必要性は依然として否定できない¹⁵³⁾。」のである。したがって、条文上の根拠を欠いた状態において、ストック・オプションの所得の年度帰属の問題を検討する際には、権利確定主義及び管理支配基準を前提とする必要性があるといえるのである。

しかしながら、管理支配基準の適用は、法律関係を不安定にするおそれがあることから、ストック・オプションの所得の年度帰属の問題については、立法的に解決していくことが望まれる。

151 金子宏「所得の年度帰属—権利確定主義は破綻したか」『所得概念の研究』303頁（1995年）を参照。

152 金子宏「所得の年度帰属—権利確定主義は破綻したか」『所得概念の研究』303頁（1995年）を参照。

153 金子宏「所得の年度帰属—権利確定主義は破綻したか」『所得概念の研究』297頁（1995年）を参照。

—おわりに—

以上、ストック・オプションの所得の年度帰属の問題について、権利確定主義と管理支配基準という2つの考え方を前提に、検討を行ってきた。

「譲渡制限」の付されたストック・オプションについては、権利確定主義を適用し、権利行使益段階において所得が計上されることは、平成17年判決及び平成16年判決により明らかとされた。所得税法84条も権利行使益に対して課税することが規定されている。

しかしながら、「譲渡制限」の付されていないストック・オプションについても、権利行使益に課税するとした場合、「ストックオプションの権利行使益を給与所得とする課税体系が崩壊する¹⁵⁴」可能性があり、「譲渡制限」の有無により、納税者の租税負担額に著しい格差が生じることとなる。

「譲渡制限」の付されていないストック・オプションに対する課税については、「今後、譲渡が禁止されず、市場等において売買される新株予約権が出てくることも想定されます。そのような場合には、その付与時において新株予約権の価額（時価）と発行価額との差額は経済的利益として顕在化していることから、当然に所得税法第36条第2項の規定により、付与時に課税すべきこととなります¹⁵⁵。」と説明されているものであるが、当然に所得税法第36条第2項の規定により、付与時に課税すべき理由については、必ずしも明らかとはいえない。

したがって、本論文においては、「譲渡制限」の付されていないストック・オプションについて、管理支配基準を適用し、所得の年度帰属の問題の検討を試みた。

管理支配基準は、一般的に、「利得が納税者のコントロールのもとに入った¹⁵⁶」時、あるいは、「既に納税者の管理支配に属し、所得の実現があったとみることができる状態が生じた時¹⁵⁷」に、所得が計上されるものである。そこで、本論文では、「譲渡制限」の付されていないストック・オプションについて、さらに「継続勤務」条件の有無及び価格評価の可能性（新株予約権証券の市場性）を考慮して、管理支配基準の適用可能性を検討してきた。

ここで、便宜的に、3つの段階（権利付与段階、権利行使条件の成就段階及び権利行使段階）に分けて、所得が計上されるケースを挙げると、次のとおりである。

① 権利付与段階

「譲渡制限」の付されていないストック・オプションであって、価格評価の可能性（新株予約権証券の市場性）がある場合には、ストック・オプションの権利付与段階において、

154 品川芳宣「「ストックオプション事件」最高裁判決の論評」税研20巻6号44頁（2005年）を参照。

155 石井敏彦『早わかり商法改正による新株予約権の所得税法上の取扱い』20頁（2002年・大蔵財務協会）を参照。

156 金子宏『租税法』（第9版）241頁（2003年・弘文堂）を参照。

157 水野忠恒『租税法』（第2版）231頁（2005年・有斐閣）を参照。

管理支配基準の観点から、ストック・オプションから得られる利得が納税者のコントロールのもとに入ったと考えられ、所得を計上すべきである。

② 権利行使条件の成就段階

「譲渡制限」が付されておらず、さらに「継続勤務」の条件の付されたストック・オプションであって、価格評価の可能性（新株予約権証券の市場性）がある場合には、ストック・オプションの権利行使条件の成就段階において、管理支配基準の観点から、ストック・オプションから得られる利得が納税者のコントロールのもとに入ったと考えられ、所得を計上すべきである。

③ 権利行使段階

「譲渡制限」の付されているストック・オプションについては、権利確定主義の観点から、ストック・オプションの権利行使段階において、所得を計上すべきである。このことは、平成17年判決から明らかであり、所得税法84条の規定に従った取り扱いとなる。

以上のとおり、「譲渡制限」の付されていないストック・オプションについて、管理支配基準を適用した場合には、ストック・オプションの権利行使段階以前において課税の可能性が生じることとなり、所得種類の転換が行われる可能性に対処することが可能となる。

しかしながら、管理支配基準の適用については、「それが租税法律関係を不安定にするおそれ¹⁵⁸」があることから、「厳格な要件の下に、例外的な場合にのみ認められるべき¹⁵⁹」ものであり、ストック・オプションの課税上の取り扱いをより不明確にする恐れもあることから、立法的な解決を視野に、今後さらに検討されるべき課題であろう。

立法的な解決にあたっては、商法上のストック・オプションが、規制緩和という大きな流れの中で、自由度の高いストック・オプションの制度設計が行えるように改正されてきた点を考慮すべきであり、ストック・オプションの権利付与段階において一義的に課税することは望ましくない。したがって、なんらかの法的な基準（本論文においては、権利確定主義及び管理支配基準による検討を試みた）を前提に議論されるべきであろう。

158 金子宏「所得の年度帰属—権利確定主義は破綻したか」『所得概念の研究』303頁（1995年）を参照。

159 金子宏「所得の年度帰属—権利確定主義は破綻したか」『所得概念の研究』303頁（1995年）を参照。

参考文献

商法上のストック・オプションを説明するものとして

- ・ 法務省民事局参事官室「ストック・オプション制度に関する商法改正等について」旬刊商事法務1459号11頁（1997年）
- ・ 保岡興治「ストック・オプション制度等に係る商法改正の経緯と意義」商事法務1458号2頁（1997年）
- ・ 太田誠一「なぜストック・オプション導入を急いだか」取締役の法務38号8頁（1997）
- ・ 江頭憲治朗ほか「開かれた商法改正手続きを求める商法学者声明文」商事法務1457号76頁（1997年）
- ・ 並木俊守「平成九年商法改正の解説」（1997年）
- ・ 前田庸「商法等の一部を改正する法律案要領の解説（上）」商事法務1606号12頁（2001年）
- ・ 前田庸「商法等の一部を改正する法律案要領の解説（下）」商事法務1607号67頁（2001年）
- ・ 遠藤冬人、吉川純「新株予約権の創設（上）」商事法務1627号18頁（2002年）
- ・ 江頭憲次郎ほか「座談会：新株予約権・種類株式をめぐる実務対応（上）」商事法務1628号6頁（2002年）
- ・ 原田晃治「平成十三年年改正商法（十一月改正）の解説〔I〕——株式制度の改善・会社関係書類の電子化等——商事法務1635号4頁（2002年）
- ・ 原田晃治「平成十三年年改正商法（十一月改正）の解説〔II〕——株式制度の改善・会社関係書類の電子化等——商事法務1636号25頁（2002年）
- ・ 藤田友敬「オプションの発行と会社法—新株予約権制度の創設とその問題点（上）」商事法務1622号18頁（2002年）
- ・ 藤田友敬「オプションの発行と会社法—新株予約権制度の創設とその問題点（下）」商事法務1623号30頁（2002年）
- ・ 神田秀樹、武井一浩『新しい株式制度』（第1版）（2002年・有斐閣）
- ・ 江頭憲治朗『株式会社・有限会社法』（第4版）（2005年・有斐閣）

ストック・オプションの所得税法上の取り扱いを説明するものとして

- ・ 石井敏彦『早わかり商法改正による新株予約権の所得税法上の取扱い』（2002年・大蔵財務協会）
- ・ 浪川武編『回答事例による所得税質疑応答集』（平成6年版）320頁矢野和之監修（1994年・大蔵財務協会）
- ・ 近江修編『回答事例による所得税質疑応答集』（平成10年版）181頁吉川元康監修

(1998年・大蔵財務協会)

平成14年11月26日東京地方裁判所判決に対する論評として(平成14年11月26日東京地方裁判所(平成13年(行ウ)第44号、第212号)に対するものも含む。)

- ・ 高橋祐介「ストックオプションの権利行使利益が一時所得とされた事例」税法学549号163頁(2003年)
- ・ 大淵博義「米国親会社のストック・オプションに係る権利行使利益の所得区分と税法解釈の限界(その1)―日本子会社の従業員等に付与された米国親会社のストック・オプションの権利行使益を一時所得とした東京地裁裁判所を素材として―」税務事例35巻6号1頁(2003年)
- ・ 大淵博義「米国親会社のストック・オプションに係る権利行使利益の所得区分と税法解釈の限界(その2)―日本子会社の従業員等に付与された米国親会社のストック・オプションの権利行使益を一時所得とした東京地裁裁判所を素材として―」税務事例35巻7号1頁(2003年)
- ・ 大淵博義「米国親会社のストック・オプションに係る権利行使利益の所得区分と税法解釈の限界(その3・完)―日本子会社の従業員等に付与された米国親会社のストック・オプションの権利行使益を一時所得とした東京地裁裁判所を素材として―」税務事例35巻8号1頁(2003年)
- ・ 大淵博義「私はこう見る、こう読む!「ストックオプション事件」東京地裁判決(平成14・11・26)」速報税理22巻2号19頁(2003年)
- ・ 田中治「私はこう見る、こう読む!「ストックオプション事件」東京地裁判決(平成14・11・26)」速報税理22巻2号22頁(2003年)
- ・ 水野忠恒「ストックオプション課税訴訟」国際税務23巻8号39頁(2003年)
- ・ 福家俊郎「いわゆるストック・オプションの権利行使による利益が一時所得とされた事例」判例評論536号15頁(2003年)
- ・ 一高龍司「ストック・オプション等インセンティブ報酬と税制―東京地裁平成14年11月26日判決の検討を中心に―」法律時報75巻4号30頁(2003年)
- ・ 渡辺充『判例に学ぶ租税法』(2003年・税務経理協会)
- ・ 日景智「外国親会社から日本子会社の従業員等が付与されたストックオプションの権利行使利益に係る所得区分が争われた事例―東京地裁平成14.11.26判決(平成13(行ウ)第197号)―」国税速報第5529号6頁(2003年)
- ・ 品川芳宣「外国親会社から付与されたストックオプションの権利行使利益は一時所得か?」T & A master 2003年3月17日号No. 11、16頁

平成15年8月26日東京地方裁判所判決に対する論評として

- ・ 田中治「ストックオプション第2弾判決の論理と実務への影響」税理46巻15号2頁

(2003年)

- ・ 石原忍「米国親会社が日本子会社の代表取締役等に付与したストック・オプションの契約関係とその経済的利益の課税について—インテル判決及びマイクロソフト判決を素材として—」税務事例36巻1号1頁(2004年)
- ・ 酒井克彦「一時所得の意義の再検討—ストック・オプションの権利行使利益を巡る判決例を素材にして—」国税速報第5580号5頁(2004年)

平成16年2月19日東京高等裁判所判決に対する論評として

- ・ 酒井克彦「親会社ストック・オプションの権利行使利益に係る所得区分(上)—東京高裁判決(平成16年2月19日判決)の検討を中心にして—」税務事例36巻4号通巻415号1頁(2004年)
- ・ 酒井克彦「親会社ストック・オプションの権利行使利益に係る所得区分(中)—東京高裁判決(平成16年2月19日判決)の検討を中心にして—」税務事例36巻5号通巻416号1頁(2004年)
- ・ 酒井克彦「親会社ストック・オプションの権利行使利益に係る所得区分(下)—東京高裁判決(平成16年2月19日判決)の検討を中心にして—」税務事例36巻6号通巻417号1頁(2004年)
- ・ 志岐昭敏「最近の租税事件から探る 個人所得課税の問題点 給与所得か一時所得か—ストック・オプション事件」税理47巻12号81頁(2004年)
- ・ 鈴木博之「ストックオプション高裁判決(東京高裁2月19日)に疑問」国際税務24巻4号8頁(2004年)

平成17年1月25日最高裁判所判決に対する論評として

- ・ 品川芳宣「『ストックオプション事件』最高裁判決の論評」税研20巻6号42頁(2005年)
- ・ 志岐昭敏「『ストックオプション事件』最高裁判決の論評」税研20巻6号48頁(2005年)
- ・ 安井和彦「ストック・オプションについての最高裁判所の判決」税務事例37巻5号29頁(2005年)

所得の年度帰属の問題について

- ・ 植松守雄「収入金額(収益)の計上時期に関する問題—『権利確定主義』をめぐって」租税法研究8号30頁(1980年)
- ・ 田中治「税法における所得の年度帰属—権利確定主義の理論と機能」大阪府立大学経済研究32巻2号161頁(1987年)
- ・ 金子宏「総論—権利確定主義は破綻したか—」『所得の年度帰属』日税研論集第22巻

3頁(1992年)

- ・金子宏「所得の年度帰属—権利確定主義は破綻したか」『所得概念の研究』282頁(1995年)

代表的な租税法の教科書として

- ・金子宏『租税法』(第9版)(2003年・弘文堂)
- ・水野忠恒『租税法』(第2版)(2005年・有斐閣)

その他、実務的にストック・オプション制度を説明するものとして

- ・内藤良祐・藤原祥二編著『ストック・オプションの実務』(2004年・商事法務)
- ・税理士法人山田&パートナーズ・優成監査法人・TFPコンサルティンググループ株式会社編『新株予約権の税・会計・法律の実務Q&A』(第3版)(2005年・中央経済社)
- ・鳥飼重和・大野木孝之監修『増資・減資・自己株式・新株予約権—法務・税務・会計のすべて 実践企業組織改革③』(第1版)185頁(2004・税務経理協会)